

第三十三回国会 災害地対策特別委員会議録第九号

(七一)

昭和三十四年十一月十三日(金曜日)委員長において次の通り小委員及び小委員長を選任した。

厚生労働等小委員

小島 徹三君

小林 銘君

田中 正巳君

増田甲子七君

渡海元三郎君

三田村武夫君

伊藤よし子君

太田 一夫君

八木 一男君

坂田 英一君

綱島 正興君

丹羽 兵助君

大野 幸一君

塚本 三郎君

小川 平二君

高見 三郎君

坊 秀男君

山手 満男君

佐藤觀次郎君

加藤 鎌造君

通産業等小委員長

建設等小委員

江崎 真澄君

木村 俊夫君

徳安 實藏君

八木 一郎君

金丸 德重君

堂森 芳夫君

農林水產等小委員長

通商産業大臣

建設大臣

村上 勇君

出席國務大臣

法務大臣

大蔵大臣

文部大臣

農林大臣

通商産業大臣

池田 起夫君

勇君

茂君

元君

隆一君

三郎君

前尾繁三郎君

岡本 一雄君

堀内 一雄君

松田竹千代君

渡邊 良夫君

福田 起夫君

勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

大澤 雄一君

小山 雄二君

齊藤 正年君

正巳君

寛一君

實藏君

貞孝君

足鹿 角屋堅次郎君

中垣 國男君

弘一君

高見 三郎君

前尾繁三郎君

小林 正美君

利秋君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

佐藤 榮作君

大蔵大臣

文部大臣

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

治君

碑田 治君

山本 三郎君

太田 一夫君

金丸 德重君

佐藤 勝夫君

井野 稔哉君

鈴造君

農林大臣

通商産業大臣

池田 勇君

仁君

岡本 隆一君

ざいまするが、いずれもこれらの点につきましては、増額ないしは追加配給を行なつておるような次第でござります。その他生活資金あるいは生業資金、こういうものにつきましては、世帯更生資金のワクの拡大、あるいはまた償還年限の延長、しかも生活資金に對しましては、月三千円から一万五千円に上げまして、三月間これを見ると、いうことにいたしたような次第でござります。母子福祉資金につきましても、同様にワクを拡大いたしまして、そうして償還期限の延長等もいたしたような次第でござります。

ために、自然母子家庭の人が多く被害を受けて いるという結果ではないかと 思うのでござりますが、一様にだれで もこの災害によってどん底に突き落とされた中で、特に男手がなくて自力で更生できない母子家庭などにおきまし ては、長年子供などを育てて一生懸命で働いて、そして保護も受けないでやつてきて、ようやく家を建てたとい

きましては、手続上などにつきましても、いろいろな複雑性を加えたことはあります。あらうと存するのでござります。されば、これら点につきましては保も必要としておりませんし、それら保証人等につきましても、なるべく手続が済ませるように、そういう指導方針をとつて参りたいと思つております。

これを受け容しておりますが、まだ応急避難所にいる者が多數ござりますので、これらは万遺憾なきようの地方庁との連絡をとりまして、今後この応急避難所の解消と同時に、しかるべきような措置を講ずる次第でござります。

○伊藤(よ)委員 ぜひともただいまのような御趣旨において、この非常に気の毒なみなしこの人たちが、今後就学

○伊藤(よ)委員　いま一つ私はお伺いしたいのですございますが、ただいま十戸になんなんとするような人たちがまだ水没地帯におられますし、そしてまた水が引きましたあとでも、普通の生活ができるまでには、衛生上いろいろ大へんなことがあると思うのでござります。この間、私聞きましたところによりますと、鍋田あたりの干拓地の

帶更生資金などを借りに参りました場合にも、いろいろ私は現地の新聞、現地の人たちに聞いてみましたところ、窓口等の扱いなどは非常に手続がむずかしかつたり、あるいは不親切でございまして、それらの人が救われていないういうのが現状でございます。こういう点につきましても、特に厚生省方面では、被災母子家庭にもっとあたたかい愛の手を伸べていただきますが、私は希望するわけでございます。これは現地のどこでもいろいろそういう声を聞いておりますし、いろいろな資料を私も集めておりますが、特にこの点御注意申し上げたいと思うわけでございます。そういう意味において、まだ現在の世帯更生資金や母子貸付金では私は非常に不十分だと思いますので、私どもが先ほど提案いたしました被災者援護法などが必要になつてくると思うのでございますが、この点につきまして現状で十分だと思つておいでになりますかどうか、いま一度厚生大臣のお考へを伺いたいと思います。

○渡邊國務大臣 御指摘のように、災害発生以来非常に混乱をいたしておりますものですから、それらの世帯更生資金、母子福祉資金等の借り出しにつくとも底へ突き落とされ、そうして世合にもいろいろ私は現地の新聞、現地の人たちに聞いてみましたところ、窓口等の扱いなどは非常に手続がむずかしかつたり、あるいは不親切でございまして、それらの人が救われていないういうのが現状でございます。こういう点につきましても、特に厚生省方面では、被災母子家庭にもっとあたたかい愛の手を伸べていただきますが、私は希望するわけでございます。これは現地のどこでもいろいろそういう声を聞いておりますし、いろいろな資料を私も集めておりますが、特にこの点御注意申し上げたいと思うわけでございます。そういう意味において、まだ現在の世帯更生資金や母子貸付金では私は非常に不十分だと思いますので、私どもが先ほど提案いたしました被災者援護法などが必要になつてくると思うのでございますが、この点につきまして現状で十分だと思つておいでになりますかどうか、いま一度厚生大臣のお考へを伺いたいと思います。

○渡邊國務大臣 御指摘のように、災害発生以来非常に混乱をいたしておりますものですから、それらの世帯更生資金、母子福祉資金等の借り出しにつくとも底へ突き落とされ、そうして世合にもいろいろ私は現地の新聞、現地の人たちに聞いてみましたところ、窓口等の扱いなどは非常に手続がむずかしかつたり、あるいは不親切でございまして、それらの人が救われていないういうのが現状でございます。こういう点につきましても、特に厚生省方面では、被災母子家庭にもっとあたたかい愛の手を伸べていただきますが、私は希望するわけでございます。これは現地のどこでもいろいろそういう声を聞いておりますし、いろいろな資料を私も集めておりますが、特にこの点御注意申し上げたいと思うわけでございます。そういう意味において、まだ現在の世帯更生資金や母子貸付金では私は非常に不十分だと思いますので、私どもが先ほど提案いたしました被災者援護法などが必要になつてくると思うのでございますが、この点につきまして現状で十分だと思つておいでになりますかどうか、いま一度厚生大臣のお考へを伺いたいと思います。

○渡邊國務大臣 御指摘のように、災害発生以来非常に混乱をいたしておりますものですから、それらの世帯更生資金、母子福祉資金等の借り出しにつくとも底へ突き落とされ、そうして世合にもいろいろ私は現地の新聞、現地の人たちに聞いてみましたところ、窓口等の扱いなどは非常に手續がむずかしかつたり、あるいは不親切でございまして、それらの人が救われていないういうのが現状でございます。こういう点につきましても、特に厚生省方面では、被災母子家庭にもっとあたたかい愛の手を伸べていただきますが、私は希望するわけでございます。これは現地のどこでもいろいろそういう声を聞いておりますし、いろいろな資料を私も集めておりますが、特にこの点御注意申し上げたいと思うわけでございます。そういう意味において、まだ現在の世帯更生資金や母子貸付金では私は非常に不十分だと思いますので、私どもが先ほど提案いたしました被災者援護法などが必要になつてくると思うのでございますが、この点につきまして現状で十分だと思つておいでになりますかどうか、いま一度厚生大臣のお考へを伺いたいと思います。

○渡邊國務大臣 御指摘のように、災害発生以来非常に混乱をいたしておりますものですから、それらの世帯更生資金、母子福祉資金等の借り出しにつくとも底へ突き落とされ、そうして世合にもいろいろ私は現地の新聞、現地の人たちに聞いてみましたところ、窓口等の扱いなどは非常に手續がむずかしかつたり、あるいは不親切でございまして、それらの人が救われていないういうのが現状でございます。こういう点につきましても、特に厚生省方面では、被災母子家庭にもっとあたたかい愛の手を伸べていただきますが、私は希望するわけでございます。これは現地のどこでもいろいろそういう声を聞いておりますし、いろいろな資料を私も集めておりますが、特にこの点御注意申し上げたいと思うわけでございます。そういう意味において、まだ現在の世帯更生資金や母子貸付金では私は非常に不十分だと思いますので、私どもが先ほど提案いたしました被災者援護法などが必要になつてくると思うのでございますが、この点につきまして現状で十分だと思つておいでになりますかどうか、いま一度厚生大臣のお考へを伺いたいと思います。

○伊藤(よ)委員 最初に申し上げましたように、今度の災害の特徴といいますと、将来また検討いたしてみたい、金と母子福祉資金等によりまして、間に合う程度は間に合わせてみさせて存する次第であります。

○伊藤(よ)委員 最初に申し上げましたように、今度の災害の特徴といいますと、金と母子福祉資金等によりまして、間に合う程度は間に合わせてみさせて存する次第であります。

とができます。それに閑連いたしま
かい、御配慮を願いたいと思う
ざいます。現在愛知県に大府荘とい
う結核児童が療養して
所がございますが、新聞によ
と、そこに結核児童が療養して
けでございまして、この結核児
にも、今度親が被災して送金が
非常に困っている人たちがある
ことでありますので、こういう
につきましてはどのような対策
でおいでになりますか。

○渡邊国務大臣 災害救助法に
して、医療費は全額国庫が負担
するような状況でございます。

○伊藤(よ)委員 医療費のみで
いませんで、親が被災したため
用品にも困る入院児童ができる
いうようなことが書いてござい
が、そういう点につきましては
○渡邊国務大臣 学用品の支給
値上げ等もいたしまして、十分
を講じてあるようなわけでござ
けれども、しかしながら、この
特別交付税等によりまして、地
まかせられた金額というものは
億にもなっておりまして、地
もよく連絡をとりまして、万遺
ような手配をすることになつて
ます。

○伊藤(よ)委員 ただいまのことに関連するのでござりますが、大へん寒くもなつて参りましたし、ほんの雨露をしじぐ程度の仮設住宅に住む人たちは、いろいろ病気になつたりすると思ひます。今まででは、災害救助法によつて、当座緊急のものは医療の点も見ていただけたと思うのでござりますが、今後一応生活が平常に戻るまでの間の医療方面について、厚生省ではお考えになつておりますかどうか、この点を伺いたいと思います。

実態であるかということを、若干現地の方で調べてもらつておるわけでござります。そいちらのところ、よく検討いたしまして、時宜に感じた措置をとつて参りたい、かように考へておるわけであります。冠水をいたしております地域は、これは何と申しましても災害救助法の医療といふものをもう少し続けなければならぬ、さような事情になつております。

○伊藤(よ)委員 私は、ただいまおっしゃいましたように、緊急、応急の医療だけでなく、今度の災害の特徴といたしまして非常に長く水につかっていて、そうしてまた、これから生活が平常に戻るまでも大へん長い時間がかかると思いますので、少なくとも半年以内くらいの間の被災による疾病に対しては、国家があたたかい手で無料でやつてあげなければならぬと考えまして、特にそういう意味で、先日私どもの方の提案いたしました罹災者援護法によりましても医療の問題を取り上げているのでござります。しかし、この点につきましては、あとに八木先生からいろいろ御質問がござりますので、私は八木先生の方にお譲りしてこの程度で私の質問を終わりたいと存じますが、特に最後に厚生省にお願い申し上げておきたいのは、自分で医療費を出せる人とか、あるいは自分で立ち上がる方たちの方はまだよろしゅうございますが、今度の災害によりまして、いわゆるボーダー・ライン層の、今あたたかい援護の手を与へなければ、保護階層に落とさないように、いろいろ

○南條委員長 八木一男君。
○八木(一男)委員 厚生大臣に御質問を申し上げたいと思います。いろいろと分科会もあることござりますから、なるだけ大まかなことについて、一般的な御質問を申し上げたいと思ひます。

先ほど同僚の伊藤委員からいろいろと御質問がありましたように、今度の災害は、天災ではなくて人災だと一般的にいわれておるわけでござりますが、それにつきまして厚生大臣はいかなるお考え方、伺いたいと思います。

○渡邊国務大臣 天災か人災かという問題でございますが、それは見よう見よってはどうにも解釈できる。大きくいえば、非常に人命の被害が多くたからあるいは人災ともいわれますけれども、われわれは、過去におきましてのいろいろな体験から見まして、今のこととは天災として、これをできるだけ善後措置を講じていきたい、かよう考へております。

○八木(一男)委員 天災、人災ということ葉はおかしな言葉ですが、風の吹くことに天災ですけれども、その被害を受けたということは明らかに人災であろうかと思います。その点についてもう一回御意見を伺いたいと思います。

○渡邊国務大臣 人の命の被害が非常に多かったという面から言えば、人災とも言えます。やはり、何といいましても天災の異変によって起こったものでござりますので、われわれの処置並びに対策からいたしまするならば、やはり天災的な処置として、これに万端憾

なきような善後措置を講じたい、かように考えております。

○八木（一男）委員 天災と人災の言葉の遊戯はどうでもいいのですけれども、とにかく政治の責任において、被害を最小限度に食いとめられなかつたということは、もう天下の人が全部言つておるところでござりますが、それを政府の責任者としてお認めにならなければ、これは重大なこゝだと思う。その政治の責任をお認めになるかどうか。

○渡邊国務大臣 政治的な責任におきましては、十分これは痛感をいたしております。今後の処置によりまして、今後かかるところの災害が起らぬないように善處いたしたい、かように考えております。

○八木（一男）委員 今後かかるような被害が起こらないようによつて善處する、これはもう当然のことであつて、そうなさらなければならない。ところが、そういうような政府のいろいろな施策が不十分であつたために、災害を受けた人々に対する対策が完全でなければ、政府の責任は、政府としてのやり方は、非常に責任を果したことにならないと思いますが、その点についていかがですか。

れまして、頭をそちらの方に集中され、そちの方でお答え願いたい。公共土木災害復旧とか、改良復旧は、國の責任において、被害が起こつて國民が生活に困窮をしているといふ点に思いをいたしまして、対策を立てられなければいけないと思う。ところが、その点についていろいろと追及されるのが工合が悪いから、天災ともいえる、人災ともいえる、あるいは今後のこと、ということばかりに言葉をそらしておられる。厚生大臣は所管のことについて一番注意を集中して、そのことで、國の責任をいかにして償うべきかということをお考えにならなければいけないと思う。そういう言葉をそらされないで、國民の今の困窮に対し厚生省としてはどのように考えなければならぬか、考えてきたか、どのような対処をしてきたか、そういうことについてお答えをいただきたいと思う。

いては感謝を申し上げる次第でござりますが、当面のことではなしに、災害の一ヶ月、二ヶ月のことではなしに、国民の生活の困窮というの、半年、一年、二年、三年、四年、五年と��くわけです。それについての援護措置を十分に考えておられない。世帯更生資金の貸付金のワクをふやした――たった一億五千万円だ。そんなもので大ざいの被災者の生活が回復できますかどうか、そういう点についてお答えを願いたいと思います。

○渡邊国務大臣　その点につきましては、災害と関係なく、低所得者層に対する対策、あるいはまた、先ほど申しましたような今後の環境衛生施設の整備であるとか、あるいは伝染病対策であるとか、そういう面におきまして十分な措置を考えておるわけでございまして。また生活保護法の基準等につきましては、この間、第十五回改訂をいたしまして二・六%引き上げたのでございますが、来年度もこれをまた引き上げていきたい、かのように考えておる次第でございます。

○八木(一男)委員　低所得者階層の生活を立て直すということは、当然考へなければいけないことでございます。そのほか、社会保障制度全般が非常によつて不十分で不完全だという点は、厚生大臣がこれから本腰を入れて、ふんといふを締め直して急速に立て直さなければいけないことをございますが、それとともに、今度の風水害その他の被災による人のことをすぐ考えていただかなければならぬと思う。大体憲法二十九条の精神に従つた、健康で文化的な生活が国民に確保されてない部分が非常に多いことは、現在の政治の、あ

ゆる資本主義体制の欠陥であると思ひます、それを根本的に直すことが必要であるとともに、資本主義を認めておられる自民党側においても、憲法二十五条の社会保障制度その他の完全を期してやつていかなければならぬのに、それが不十分、不完全、非常におくれているわけです。ところが、その問題はさておいて、個人がいろいろと努力をして、自分が健康で文化的な生活を建設している、あるいは今非常に貧乏であつても、それに向かって一生懸命個人的な努力をしておる。その最中に、今度の災害で一へんにみんな転落をしている。転落をしている理由は何か。防潮堤が非常に不完全であるのに、政府の方がそれをほつたらかしておいた。国民はそれで安全だと思って、干拓地で一生懸命に営々として農業をし、あるいは名古屋の低地帯において商店をし、勤労をしておった。それが、災害に対する政府の対策が非常に不十分、不完全、そういうことのためには、国民自体の健康で文化的な生活を維持しようという努力が一へんにくつがえされたわけです。総体的に、すべての国民に健康で文化的な生活を維持しなければいけない、そういうふうにしなければいけないことは政府の責任であるけれども、それについて政府は今まで怠慢しこくであった。ところが、その一般的な問題と別に、もう一つ、今個人の努力で一生懸命生活を建設しておる人が、政府の無責任な態度で一ぺんに生活が根底からくつがえされた。それに対する措置も何ら考えておらない。世帯更生資金貸付、母子貸付資金のワクとか延長、それはけっこうであります。しかし、そのよ

うな一億五千万というような金では救われるものではありません。愛知県だけの数字を見ましても、災害全般が三千百二十九億という数字、その中で民間灾害が二千五百四十九億という数字が愛知県の報告に出ております。全国の数字はもとと大きいあります。その中の二千五百四十九億というのは民間の灾害、その中に部分的に保険その他で救われる道もあるあります。しょうけれども、その大部分は救われておらない。公共土木施設あるいは農業施設その他について回復をされるのは当然でありますけれども、この一県だけでこのくらいな金額で、全国の金額は、厚生省はおわかりのわけであります。そのような大損害を受けた国民の生活に対して、もつと積極的な手を打たなければ——たった一億五千万円の貸付、それも差し上げる金ではなく、貸付であります。あとで返さなければならぬ。そのようなことでほんとうに政府の責任が果たせたと考えられるならば、これはほんとうに重大な問題であります。それについて厚生大臣の御意見を伺いたいと思います。

するところの対策等とともににらみ合せて、将来国民生活が、できるだけ国家負担によって生活水準が少しでも楽になる、こういうような面から私は考えていきたい。当面いたしておるところの災害対策につきましては、先般来創設とか、中小企業対策とか、そういった面において広く包含していきたいい、かようになっておるわけでござります。その他お気づきの点がありましたら、御意見として承っておきます。

○八木（一男）委員 厚生大臣、私の申し上げたことをそらさないで御答弁願いたい。一般の低所得者階層とか、そういうようなことは、社会全体の低所得者をなくす、国民の生活を向上するという点で当然お考えにならなければならぬことなのです。ところが、災害について、人災であるか天災であるか、政治の責任をお認めになるかといつたことを、一般的な問題とそなされては困る。この災害で被災地帯にある人は、山がくずれて埋まったり、海岸の堤防がくずれて全部流されたり、そういうことを予測しないで、そういうことは政府がやつて大丈夫だ、ここに住むことを、退去せよと前にいわれておるわけではないのですから、大夫だと思って、そこに根をおろして一生懸命農業をやり、商業をやり、あるいは勤労をして、そこで自分の生活をつくつがえった。一般的な貧乏をなくすのは、当然やらなければならぬ。

ところが、この災害で生活の基盤を失われた人に対する、その生活の基盤の立て直しをする措置をとらなければ、災害に対して政治の責任を感じると言わわれた政府の責任は、解消しないわけあります。その意味で、災害で水につかっている、堤防がこわれ、山くずがある、それの応急の災害救助はもちろんやらなければならない。その間に、政府の施策が悪いために、自分の個人的努力を全部くつがえされた国民のための生活の保障を考えなければならないと思う。厚生大臣は苦しい立場にあると思う。これは岸内閣総理大臣や大蔵大臣にひざ詣め談判をして、それに対処されなければならないと思う。予算はまだ通つておらない。たといて、今からでもすぐ内閣総理大臣や大蔵大臣にひざ詣め談判をして、それがきまつたからもうできないと、うそではないに、厚生大臣がほんとうに政治の責任を感じられるならば、今からでもおそらくはいいから、生活援護の法律を出すなり、それとも与党を説得して、社会党提出の生活援護法案あるいは生活保障法案に対して与党全員こそって賛成しようではないか、そのような運動をさせられなければいけないと思いませんが、それについての厚生大臣の御所信を伺いたいと思います。

どもは種々検討はいたしておりますが、けれども、しかし、從来他のいろいろな火災あるいは地震等の場合に起きました例もございまして、今ここで特別に援護措置法といったような予算的措置は、今のところは、政府当局といたしまして検討はいたしておりますが、れども、具体的にはそれが出てこないような気がするのでございます。
○八木(一男)委員 激甚地指定の問題でいろいろと問題になりました境目から落ちるところ、そこにも、局部的には非常に大きな被害があるところがある。そういうところを全部救うのが政府の責任であるけれども、今度境目が作られようとしておるだけです。境目については、私どもは非常に不満であるけれども作られる。極端に言いましてならば、災害で困った人が一軒でもあれば救わなければならない、それとの均衡があるから、水につかっても、家族が流されても、全部何十年の努力がだめになつても、その人を救わなくともよいのだというのは政治ではない。バランスがくずれると思われるならば、全国の全部の被災者に対しても生活保障をなさい。それが当面できないというのなら、この災害ではほんとうにひどい災害をこうむつた人々の生活をまず考えたらよいでしよう。それに、よつて突破口を見出しても、小災害であつても困つた人々の生活を救う道を、ここでその礎石を作らなければいけない。こういうところでなければ、頑迷固陋の大蔵省の役人なんか聞きません。そういう連中を相手に、厚生省の立場から大蔵省と大げんかをして、この芽を出すのが今の時期ではないか。小さい災害とのバランスを考える

ならば、それを徹底されるなら、即ちに全災害に対する生活保障を国としてお考えなさい。それが今できないなら、この大災害に対してその芽を作るここで大蔵省の頑迷固陋な連中を説得して、佐藤大蔵大臣が何と言つても、辞表をたたきつて大げんかをするような勢いで、その生活援護法を通す、そのようなお考えでやつていただかなればいけないと思うわけであります。が、それについて再度厚生大臣の御意見を伺いたいと思います。

○渡邊国務大臣 生活援護法につきましては、現在のいろいろな法規によりまして、別途十二分な対策を講じておられますので、特別に見舞金あるいは援助法というようなものは、現在まだ考えられるところの段階までに至つております。検討はしてみましたが、今まで、今特別にその措置が出てこないわけでござります。

○ハ木(一男)委員 厚生大臣が、財政とか何とかへつたれということでブレーキをかけておられます。厚生大臣自身として、そういうものがあつた方がよいと思うか、悪いと思うか、どちらかおっしゃって下さい。

○渡邊国務大臣 もちろん、それはあつた方がよいと思います。

○ハ木(一男)委員 厚生大臣の人間の善意を信頼したいと思う。あつた方がよいのです。あつた方がよくないといふ人があつたらそれは人間ではない、日本人ではない、確かにあつた方がよいい。それが出てこない、できない、今政府としては考えておらない、検討中である、そのようなあいまいな返事をしなければならないのは、大蔵省の官僚が無理解であるからだ。岸内閣總理

大臣が、災害に対してほんとうに国民に責任を負う気持を持っておられないからだ。それを直すのには、岸さんにも、佐藤さんにもわれわれは言わなければなりません。しかし、厚生大臣が本腰に決心して、岸、佐藤に対抗して、岸内閣の閣僚ではなしに、国民の閣僚としての決心、精神力を示していただきながらければならないと思いますが、それについての厚生大臣の御所信を伺いたいと思います。

○渡邊國務大臣 もちろん、全閣僚とも、できるだけあたたかい気持を持つて、罹災者全般に対しての財政援護措置を講じたいということは、みな一致しているわけでございます。しかし、当面の財政上、できるだけの、最高の範囲におきましてとりつあるのが、現行制度を生かしていくべき、こういう結論におもむきつつあるような状況でございます。

○八木（男）委員 財政上ということが述べ言葉になつてゐる。大蔵省の意見だけではなくて、閣議がある。閣議は、大蔵省の立場もありましよう、厚生省、労働省、農林省、建設省のあらゆる立場がある。今は大蔵省の中の主計局長が、内閣を支配しているような状況です。そういうことではいけない。政治は財政だけではない、政治は、財政のほかに、いろいろな面を含んでいる。民生安定の度は、財政よりもっと重大に考えなければならない。財政当局の小手先細工の今の赤字か黒字かというような問題、そういう問題ばかりを考えているようなことで、政治を動かしておられるのは国民は救われない。財源はたくさんあります。社会党の組みかえ案をお読みに

なれば、幾らでも財源はある。あのうかにもまだあるのです。インベントリーなんか二千億ぐらいある、政府保有されている金なんかの評価益を差し置て考えればよい。もしそのようないが起こっても、まず国民全般の負担で災害地の気の毒な人々が助けられれば、そういうようなことを排除しなければいけない。財政当局は、実に小さな近視眼的に今ものを考えて、あらゆる政策についてそうだ。このようなことをぶち破つて、民生の安定という点から、閣議で大蔵大臣が何と言おうとも一人対一人ではないですか。佐藤大蔵大臣が岸さんの弟であるうと、そんなことは問題ではない。一対の閣僚として、取組み合いをしてがんばらなければいけない。それが今のようなことで、できませんといふのは、財政当局の佐藤さんではなくて、主計局長あたりの一ことに、そういう連中は近視眼的で国民を思わない、ただそろばんじりを合わせることだけを考えている。日本の政治がそのような官僚に支配されているから、国民の生活が助からない。それを助ける役目は、厚生大臣や労働大臣、あなた方じやありませんか。もつと決心をして、今からでも罹災者援護法をすぐ出す、時間的に間に合わなければ、社会党の案をそつくり政府案としてお出し下さい。そのような御決意を伺いたいと思います。

ますので、直ちに今社会党案を採用できない段階ではございません。
○八木（一男）委員 社会党案を採用することにはできないと言われたが、政府自体で援護法案をすぐお考えになつて、出されるのが必要だらうと思ひます。それについてのお考えを伺いたい。
○渡邊国務大臣 各種国庫負担増額等によりまするところの法案を用意いたしております。
○八木（一男）委員 各種国庫負担増額等については、公共土木災害とか、あるものは農業の施設の災害とか、そういうものなんですね。生活自体の法律はないものであります。世帯更生資金の一億五千万円の貸付のワクの増大、それはけつこうです。ないよりはけつこうですけれども、愛知県だけで二千何百億といふ民間災害があるのに、一億五千万の、しかもこれは貸付ですよ、そんなもので救われると思われるは、ほんとにおいかしながら話です。政府側の立場もあります。どう。二千何百億、全部補償しろといつても無理であります。しかし、少なくとも何百億ぐらいのことには、腹をくくつて出されることが必要だらうと思う。闇議できまつて、予算がきまつているから、人のいい厚生大臣に、こういうことを申し上げるのは無理を言つているよう思われるかもしませんけれども、個人的な事情ではない、国民の生活を救うかどうかといふ問題なんですね。であれば、闇議できまつて、すでに国会に提出をして、ある程度審議をされておつても、國民のために、間違つておればそれを修正しなければならない。そういうことのために、厚生省はもつとしつか

りやつてもらわなければいけないと思う。もつと具体的な点に入りますが、そういう勢いで、今後厚生大臣として、最善の努力を急速にされるかどうかということを伺つておきたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 厚生省所管につきましても、あるいはまた国務大臣といたしましても、最善の努力を尽くしたいと思います。

○八木(一男)委員 もう一つ。社会党は罹災地の生活保障に関する法律案というのを提出いたしましたけれども、その内容について、厚生大臣御存じで

○渡邊國務大臣 概略存じておりますか。

○八木（一男）委員 で、それについての御意見はどうでございましょうか。

ましたように、現在の制度、あるいは、また、災害救助法の内容その他の充実等によりまして、現在及ばずながらこ

○八木(一男)委員 厚生大臣、あんま
れを増額、その他の措置によりまして
対策を立てておるわけであります。

り内容を詳しく御存じないようです。
おせわしいから、お読みになつていな
いところは不満ですけれども、仕方が

ないとして、ちょっととかいつまんで申し上げますから、それで御意見をおつしやつていただきたいと思います。い

きなりお読みになつても、ちよつと回りくどく書いてあるのですぐわかりませんから……。生活保障に対する法案

と申しますのは、端的に申し上げますと、生活保護法の臨時特例法案という内容を持っているわけです。生活保護法実は民生安定の生活援護法、権

災害援護法が行なわないと、非常に生活に苦しむ人ができるわけです。それで、生活保護法には、第四条に非常時に過酷な規定がございまして、補足の原則というのがございまして、自分の財産とか、能力を全部活用したあげくでなければ生活保護法の適用を受けられない、第二項には、扶養義務者が扶養の義務を果たしてからでないとできない、と、いうような非常に過酷な条件でございます。政府の施策は、ほかの施策が皆無に近いわけでござりますから、そうなりますと、生活保護法によらなければ生活ができないという人が非常に多くなってくると思います。ところが、生活保護法にはそのような過酷な条件がありまして、特に災害地帯においては実情に適さないわけになります。その実例を申し上げますと、財産を全部活用しなければ、生活保護法の適用を受けられない。そうなると、今度の災害で、水をかぶって農地帯が全部だめになってしまふ。収穫はなし、から、財産からの果実は生まれない。それを処理しようとしても、そのような状態では、ほとんどただ同然にしか売れない。ところが、それが名目的に財産としてあるために、財産ができるということで、生活保護法の適用をおられるところでは、ある程度の配慮をして、時宜に適した措置をとっておられるかもしませんけれども、法律的には、そういうふうになつておるわけです。そうなれば、一番最低の生活を維持する生活保護法が、被災地帯の人には役に立たないということになる

われであります。もう一つ、扶養家族の点であります。扶養家族は、三親等になりますれば、家庭裁判所の判決によってから扶養の義務が及ぶことになつております。二親等までは及ぶことになつております。二親等まで及ぶことになつておりますと、名古屋で被災した人がいる、兄弟で、東京でかつかつ的生活をしておる、その場合に、東京の兄弟の扶養を受けなければ——それで足りない場合にならなければ、生活保護法の適用を受けられないということがあります。そこで大臣に耳打ちしないで下さい。それで、それには第三項といふ、かなりいい規定があるのですが、それがほんと事実上適用がされていらない。おそらく高田さんは、第三条の規定を知恵つけをされたと思う。第二項の方はそういうことですが、兄弟だから扶養の義務をやるのがあたりませんという一般的の考え方になりますが、その兄弟としても、突然の災害の場合なら、愛する兄弟の一家のために扶養しなければならないということで、精神的にも準備をし、物質的にも検約をして、金を回す準備をしておるでしょう。ところが、突然——弟さんはしっかりやっておった、ところが突然の災害でそうなつた以上は、兄さんの方は助けたいと思っておるけれども、前月までは夫婦と子供一人で千円の間借りをしておったけれども、幸いに住宅が見つかつたから、四千円の家賃で生活を楽しむために入つたばかりである。ところが、四千円の家賃から千円

の下宿にいきなり変えることは、急速にはできないわけなんです。あるいはまた、自分が死んだときに奥さんが困ると思って、生命保険に入った。生命保険に入ってその掛金を払ってしまったわけなんです。その掛け金に対して証券担保貸付という制度があるけれども、一年間では、ほとんどこれは貸付限度にならない。三、四年かけなければならぬ。ですから、払ってしまったものは戻ってこない。弟が貧乏であればそういうことはしないけれども、普通にやっておったから、そういう生活設計をやっておったところ、突然、災害で第一者が貧乏になった。そうなつたら、兄さんはほんとうに第一者を援助する意思があつても、すぐにそういう援助をすることができなくなる。そういうふうな、生活保護法には、欠点があるわけです。ただ第三項には、緊急な場合には生活保護法の適用を受けられるという除外例がございます。これは非常にいい規定でござりますが、十分に生かされておりません。しかも、それで適用した後には、扶養義務者からあとで返すことになつておる。ところが、扶養義務者は家賃を払つてしまつたあとだ、そういうことでは返すのに非常に困難である。そういうようじに生活保護法に欠点がある。政府のあらゆる施策がとんでもない状態にあるために、生活の困難な人が、一番最終の段階である生活保護法の適用を受けて、それで辛うじて生活を保つていきたいと考えても、生活保護法の欠陥のために、災害地の人には実際的に役に立たないということが起るわけでございまして、そのようなことは行政運用でやりたいというようなことをおそらく

社会局長は言われる。そして、知恵をされた厚生大臣も言われると思ますけれども、行政運用では予算の範囲が限られておつて、末端においてはほとんど役に立たない。ですから、法律的に、これは臨時立法でありますから数カ月を限つて、このような減らした財産は、一時的に財産とみなさない、扶養義務者も、一時的に、期間を限つて扶養の義務を解除するというような措置をして、一番最低の保障である生活保護法の適用を受けるような措置をしなければ、被災地の人は全く叶からないわけであります。そのほかの措置が全く皆無に近いときに、このようなことが考えられなければ、厚生大臣としても、責任を全うされて、いさかでも責任を果たされたことにはならないと思う。このような点について、法律を提示したわけでござりますが、与野党とか、政府がといったような、くだらない制約を離れて、ほんとうに国民のためを考えられて、このようないふてて、政府が御考慮をしていただいて、与党その他に働きかけられて、この法律だけでも賛成をされると、社会党の法律が、まだ欠陥があるといふなら、政府みずから、一両日の間に、いや、一日の間にそれだけの法律を出される、そのような形式はどうでもいいですが、そのようなことで生活保護法の欠陥を埋めて、被災地の人が助かるような措置をとられるお気持があるかどうか、伺いたいと思います。

きましての指導といいますか、そ

うか。

しへ角派としまのくにへんしてか
あとで政府委員から説明いたさせます
けれども、現在、たびたび申し上げま
するけれども、特別な災害援助法とい
うようなものは、現在の制度で間に合
わせていく、生活保護法は、これは、
そこが該当する人があれば、幾つでも

な問題でございますので、便宜、私からお答えをいたしたいと思います。八木先生のお話でござりますと、生活保護法は非常に血も涙もないようなことに響くのでございますが、決して法律そのものにはさようではございません。

○八木(一男)委員 該当する人があれ
ば、となるやうにしておこう。そ
たい、かよう考へておきます。

また、実際の運用も、先ほど御引例になりましたように、東京に兄弟がおつて、御指摘のような例がある、そうして、被災地で災害を受けることのい

が非常に生活ができなくなつたという
ふうな場合におきましては、東京の兄
弟から援助を受けなきいということ

で、それを保護しないといふようがことはいたしておりません。御存じのように、生活保護法は、世帯単位で運用をいたしております。従つて、御引例を

のようなことをございません、がねま
た、煙が全部水をかぶりまして全然吸
穢が皆無である、しかるに、その煙を
売らなければ保護をしないというよう

なこともいたしておりません。これは、もちろん銀行に預金がうんとあれば別でございますが、さようなものがない場合に、砂をかぶった收穫皆無の

煙を資産と見て、これを売却しなければ保護を開始しないというような運用はいたしておらないつもりであります。なお、御指摘の四条の三項といふ

ふうな規定もござりますので、私ども
いたしましては、こういう災害等の
場合におきましては、十分法の期待し
ておりますような運用をいたして参り
たい、かよう考へておるわけでござ
います。

場では、非常にきれいな、いいことをおっしゃる。ところが、たとえば、結核患者の医療扶助について、今まで適用されている人が、北海道に兄弟が見つかった、だから、それに扶養してもらわなければいかぬ、切つてしまふぞということが再々行なわれている。すでに適用をされている人までその近親を見出でて、そういう連中に扶養しても非常に心やさしいことが全国で全部行なわれているわけじゃありません。ですから、適用を最初にするときには、今高田さんのおっしゃるような、そんな人のないことはない、あることはあると思いますけれども、大体においては、やっぱり人間はあまりひどい顔はしたくないから、割にいいことを言は、厚生省の生活保護法の予算に関するわけです。予算が割に楽などきは、非常に過酷なんです。過酷な原因は、非常に過酷になつて、今までやつてゐることまでぶち切つてしまふということをやつていて。ですから、ここで一つ二つのいい例を言つておても、そういうことは国民は信用しない。もし、社会局長が言わされることに厚生大臣も同じ意見であれば、即座に——われわれはそれでも満足しませんけれども、少なくとも、政府としての誠意を示するために、直ちにきょうでもはつきりした通牒——そういう減価したものは、一切財産として見て生活保護法適用のブレーキにしてはいけない、親等を追わない、扶養の義務者を追わない、そして、その手続で生活保護法の適用が

おくれるようなことがあつてはならぬといふことは、強力な通達を本日でも起草され、本日の委員会にでも提出して、こういふうにいたしました。ということを言われるのならば、十分のくらいい政府の誠意は認めたいと思ひますけれども、口でそのことを言われても、国民は納得するものではない。そのような用意があるかどうか、厚生大臣と社会局長からお答え願いたい。

おくれるようなことがあつてはならぬ
いというような、強力な通達を本日で
も起草され、本日の委員会にでも提出
出して、こういうふうにいたしました
ということを言われるのならば、十分
のいくらい政府の誠意は認めたいと思
いますけれども、口でそのことを言わ
れても、国民は納得するものではな
い。そのような用意があるかどうか、
厚生大臣と社会局長からお答えを願い
たい。

おくれるようなことがあつてはならないといふいうようなことがあつてはならないといふいうふうにいたしました。も起草され、本日の委員会にでも提出して、こういうふうにいたしました。ということを言われるのならば、十分のくらいい政府の誠意は認めたいと思ひますけれども、口でそのことを言われても、國民は納得するものではない。そのような用意があるかどうか、厚生大臣と社会局長からお答え願いたい。

○渡邊國務大臣 同じことを繰り返すようでございますけれども、この予算には縛られておりませんから、過酷な取り扱いはさせないよう、できるだけ指導していきたいと思います。

○八木(一男)委員 指導をなさるお気持があるんなら、前にそういう通達を出されても、重なつてもいいです。災害地については、非常に困つているのだから、減価した財産は財産として認めてはいけない、一親等、二親等、そういうところまで扶養義務者を追つて

おくれるようなことがあつてはならぬといふことは、強力な通達を本日で起草され、本日の委員会にでも提出して、こういふうにいたしました。ということを言われるのならば、十分のいくらい政府の誠意は認めたいと思ひますけれども、口でそのことを言われても、国民は納得するものではない。そのような用意があるかどうか、厚生大臣と社会局長からお答えを願いたい。

○ 遺選國務大臣 同じことを繰り返すようでござりますけれども、この予算には縛られておりませんから、過酷な取り扱いはさせないよう、できるだけ指導していきたいと思います。

○ 八木(一男) 委員 指導をなさるお気持があるんなら、前にそういう通達を出されても、重なつてもいいです。災害地については、非常に困つているのだから、減価した財産は財産として認めてはいけない、一親等、二親等、そういうところまで扶養義務者を追つて意地悪をしてはいけない、そういうことのために適用をおくらせてはいけない、まず、適用をすぐしなければいけないというような通達を出されなければ

おくれるようなことがあつてはならないといふことを言われるのならば、十分のくらゐの政府の誠意は認めたいと思ひますけれども、口でそのことを言われても、國民は納得するものではない。そのような用意があるかどうか、厚生大臣と社会局長からお答えを願いたい。

○渡邊国務大臣 同じことを繰り返すようでございますけれども、この予算には縛られておりませんから、過酷な取り扱いはさせないよう、できるだけ指導していきたいと思います。

○八木(一男)委員 指導をなさるお気持があるんなら、前にそういう通達を出されても、重なつてもいいです。災害地については、非常に困っているのだから、減価した財産は財産として認めはいけない、一親等、二親等、そういうところまで扶養義務者を追つて意地悪をしてはいけない、そういうことのために適用をおくらせてはいけない、まず、適用をすぐしなければいけないというような通達を出されなければ、今の御答弁は口頭辨なんです。そのくらいのことは出せるはずです。厚生大臣が決心したらすぐ出せる。文案くらいは、社会局長が考えれば十分で

おくれるようなことがあつてはならぬ
いといふふうにいたしました
も起草され、本日の委員会にでも提出
出して、こういうふうにいたしました
ということを言われるのならば、十分
のいくらい政府の誠意は認めたいと思
いますけれども、口でそのことを言わ
れても、国民は納得するものではな
い。そのような用意があるかどうか、
厚生大臣と社会局長からお答えを願い
たい。

○渡邊國務大臣 同じことを繰り返す
ようでございますけれども、この予算
には縛られておりませんから、過酷な
取り扱いはさせないよう、できるだ
け指導していきたいと思います。

○八木(一男)委員 指導をなさるお気
持があるんなら、前にそういう通達を
出されても、重なつてもいいです。災
害地については、非常に困っているの
だから、減価した財産は財産として認
めてはいけない、一親等、二親等、そ
ういうところまで扶養義務者を追つて
意地悪をしてはいけない、そういうこ
とのために適用をおくらせてはいけな
い、まず、適用をすぐしなければいけ
ないというような通達を出されなけれ
ば、今の御答弁は口頭禪なんです。そ
のくらいのことは出せるはずです。厚
生大臣が決心したらすぐ出せる。文案
くらいは、社会局長が考えれば十分で
考えられる。そういうことを、ぎょ
ぐに出されるかどうか。

○高田政府委員 災害地に関連いたし
まして、生活保護法の運用につきまし
ては、すでに通牒を出しております。
さらに、平素から、生活保護法の運用
につきましては、詳細な通牒も出てお
りますし、取り扱いの、いわゆるマ

ニユアル的なものも完備しております。従つて、今回の災害について、特に保護の敏速、的確を期するようにという趣旨の通達を出してありますので、さぞに重ねて、今御指摘のような通達を新たに出す必要はない、私はかように考えます。

○八木(一男)委員 社会局長の御答弁は、あいの御答弁です。厚生大臣は、また、努力をするというだけです。通達みたいなものは、何回出したってかまわないのですよ。大体通達を出しておられると言うけれども、私が知っている例で、ある小さな村で、災害後に十二件生活保護の申請をしたら、適用になつたのは一件だけだ。そんなものは十全の措置とは言えない。通達を出しても、末端では行なわれてないのです。そうしたら、通達を出すぐらい何ですか。文案を十分聞くらいで考えて、厚生大臣が判を押して、郵便配達するくらいのことはすぐできるじゃないですか。それもしないといふところに、ほんとうにしようといふ気がない。議会だけはごまかしておいて、あとはいいかげんにごまかしてしまえという精神が厚生大臣にあるのです。二度出したらどうですか。今すぐ文案を考え、午後の委員会にこういうことを出しましたという御報告をなさい。それについて厚生大臣の御意見はいかがですか。

○渡邊国務大臣 先ほど申しましたように、通牒を出すということになりました。すると、あるいは法律を誤解するような面がなきにしもあらずでござりますから、今の法律を十分に生かす、運用するという範囲におきまして、できるだけ

けこれは指導していきたいと思っております。今、事務局から申しました通り、すでに災害地につきまして通牒を出しておるということをございますので、その点は十分に一つ政府を御信頼願いたいと思います。

○八木(一男)委員 それでは、出した通達を、午後の委員会に提出していただきたいと思います。これは資料提出要求であります。

それから、もう一つ。この法律のワク内で、とおっしゃつたが、その法律のワク内では、ほんとうに救われない。社会局長がそういうことを言っておられるけれども、社会局長がそういうふうにやつてきた。やつてきたのは、いいと思ってやつてこられたのでしょうか。それを法律的に裏づけられる方がずっとといいわけです。そんなことを反対される理由は一つもない。やつてこられたのがいいと思つていれば、ややこしいことを法律的に確定させた方がずっとといいわけです。そういうことについて、厚生大臣、今の場のがれじやなしに、ほんとうに考えていただきたいと思う。社会党の案に固執はいたしません。けれども、そういうようなことを法律的に確定する、そういうような注意がおありかどうか。

○渡邊国務大臣 今、直ちにというわけにもいきませんが、十分御意思を尊重いたしまして、近い将来の問題として考えておきたいと思います。

○八木(一男)委員 ほかにも御質問があり、建設大臣も来られたようですから、締めくくりをつけます。締めくくりといつても、まだ二・三別な点があるのですが、急いで申し上げます。

さつきの、被災者の援護法も、今の

生活を保障する法律も考慮われますが、この点は、確なったのでは、全然意味をこれは急速に考慮をして、をして、急速に実施してもらはならないことなんです。こまん中辺に考えるのだが、うような御答弁では、これらない。少なくとも、臨時と二、三日のうちに、どうします、予算はこういううはせるようにいたします、そ御答弁をいただきたいと思われるかどうか、それにつ見を伺いたいと思います。

○渡邊国務大臣 御意見はいたしますが、あるいは〇八木(一男)委員 が、は尊重いたしますだけでいいらない。

それから、保険料の免は、また本人の一時負担分れについて補てんされる法出しておられる。これは非律だと思います。厚生大臣として、確信を持って出さまするが、それについてのいたい。

○渡邊国務大臣 これは被るところの救済施策として持つておられて、私もそう置として提出をいたしました。

○八木(一男)委員 厚生大はいいのです。ところが、す。

臣は確信を
思う。それ
の減免、そ
れたと思ひ
御所見を伺
災地における
、当然の処
のであります
は問題にな
国会の、あ
いうふうに
くらいいの
います。そ
うに変えさ
な御努力を
いての御意
十分に尊重
要らない。
。あとは要
除、あるい
もい法律
常にいい法
律を政府は
害救助法の
一年の問題
れがおそらく
らわなければ
通常国会の
どうだとい
は問題にな
国会の、あ
いうふうに
くらいいの
います。そ
うに変えさ
な御努力を
いての御意
十分に尊重
要らない。
。あとは要
除、あるい
もい法律
常にいい法
律を政府は
害救助法の
一年の問題
れがおそらく
らわなければ
通常国会の
どうだとい
は問題にな
国会の、あ
いうふうに
くらいいの
います。そ
うに変えさ
な御努力を
いての御意

しゃつたように、政府の方では、何でもバラーンス、バラーンス、ほかとのつり合いとか、公正とか言われる。ところが、この法律はいいのですけれども、ほかとのつり合いが全くとれておらない。国民健康保険で被災地の困っている人が医療を受けるときに、本人負担分があつたら困るから、減免することができる規定がある、この規定を適用させるように政府は財源の補てんをする、保険料の免除に對しては補てんをします。その程度では不十分だと思うけれども、まあ、趣旨としてつばだ。ところが、国民健康保険だけではない。健康保険もあれば、日雇い労働者健康保険もあれば、船員保険もある。そういうものに対しても、同じように本人負担分——健康保険制度は本人は十割だというけれども、家族はそうではなくい。家族は平均五割です。その人たちにも本人負担分を減免してやる措置、その人たちにも保険料を免除してやる措置、これを考えなければ公平じゃないわけだ。その点をなぜ忘れられたか。忘れたつもりで、ほんとうは気がついたけれども、大蔵省の圧力によつてはつたらかしたのかどうか、それにについても伺いたいと思います。

うな事情が出ました場合においては、建前がそういう建前でありますからには、保険者の方で何とかこれを手直しをする措置を必要とするわけでありまして、そういうようなために、もし、納められないような事情がありました場合においては、保険者がその一部負担金を減免するということについて、それを保険者がみずから負担する、こういう建前をとつておるわけでござります。従いまして、その建前のもとに保険財政で負担するわけでございますが、今度ののような大災害がありました場合、私どもがそのためふだん予定しております。これに反しまして、健康保険が出てくるということを考慮いたしまして、今回の措置をとつたわけでございます。これに反しまして、健康保険日雇い健保といふ、いわゆる被用者保険の制度におきましては、建前は、本人については保険で見る建前でございますが、家族・被扶養者の分につきましては、大体被扶養者が払つていただくという建前の上に立ちまして、そのうちの五割を補助する、こういうふうになっておるわけでござります。五割という点だけを見ますれば、どちらも同じように考えられますけれども、その建前は、今申し上げましたように、片一方においては全部給付することを建前として、それができない場合は、そうでないわけでありますて、建前が違いますから……。

健康保険の方がその点でよかつた。健
康保険、日雇い労働者健康保険、船員
保険にはそういう建前がないことは、
間違いだと思う。法律の字句なんか、
建前はどうでもいい。国民健康保険
で、減免分あるいは保険料免除分につ
いて国庫で埋め合わせをしようという
ことは、こういうような大被害が起
こつたら、減免しなければならない状
態が多く起ころうであろう、それで国民
健康保険の減免が発動するだろう、國
民健康保険財政が困るから補てんをし
ようということになるわけです。その
政治の筋道は正しいのです。そうなれ
ば、健康保険の法律上の建前はどうで
あるうと、特例法を一ぱい出している
のですから、五割給付というのを十
割、全額または五割以上、一定期間被
災地に対して給付することができる、
そのような法律を出すことは、三十分
も法制局が考えればできることです。
そういうふうにしてバランスをつけな
ければならない。国民健康保険の特例
法を出している以上は、健康保険なり
日雇い労働者健康保険の給付の特例法
を出しても、ちっとも悪くないわけで
す。それが考えられておらない。特
に、国民健康保険よりは、健康保険の
政府管掌の方が貧乏人も多いわけで
す。特に日雇い労働者健康保険の対象
の人たちは、総体的に国民健康保険
よりも貧乏です。そういう人たちに減
免の措置がとられない。給付の本人負
担分についても、保険料についてもそ
ういうことはとられない。これでは全
く政治の片手落ちになるわけです。こ
れは、厚生大臣は御就任後まだ時間が
そんなに長くありませんから、各社会
保険の法律の組み立て方の違いまで御

検討になつておられぬと思いますけれども、大衆に対しても非常にあたたかい気持を持つておられる厚生大臣としては、法律の組み立て方ではないに、国民健康保険の被保険者に、普通は、平均五割給付のところが十割給付までなることがある、八割、九割までなることがある、保険料も免除してもらうことができるということになつてゐるのに、それよりも貧乏な日雇、労働者健康保険の対象者、被保険者が保険料も免除してもらえない、家族が病気になつたとき、七万か十万の手術を、五割しか給付がないから、あと五万円の金がないから手術を受けられない、家族が死ぬのを、みすみす見ていなければならぬ、そういう状態であつてはならないといふことをお考えであろう。そういう点について厚生大臣の――これは政府委員の御答弁は要りません。厚生大臣の、ほんとうに政治家としてのお立場からお答えを願いたいと思います。

は、先ほど申し上げましたように、本邦に立ちまして、しかしながら、保険の方で五割補助する、こういうことであります。それについて、ただいま困った場合においては、その五割の補助をもつと上げたらどうだという御旨だと思いますが、この困るという事情につきましては、御承知のように、いろいろの場合があるわけであります。災害の場合もありましようし、その他突發事故でお困りになることもあります。災害でもありますように、ふだんの生活においても困ることがあります。従いまして、私どもいたしましては、その五割の家族に対する補助率をできるだけ引き上げていきたい、こういふ努力はいたしたいと思いますけれども、この点に関しましては、災害でもううと、あるいはふだんの極貧の場合であるうと、同じであろうと思いますので、これは将来検討して参りたいかのように思います。

厚生省の各局の担当者がぼやぼやしていました。厚生大臣は、そういう担当者がぼややしたことの理め合がありますとかなんかいっているけれども、こんなに不公平じやないか。厚生大臣のお考えを伺いたい。

○渡邊国務大臣 将來の問題として検討いたします。

○八木(一男)委員 将來の問題として検討しますといつても、災害は今の問題ですよ。厚生大臣、ほんとうにお願いしたいのですがね。厚生大臣、これまつて来ないから、しようがないからやっているので、厚生大臣は、岸や佐藤よりおれは国民を考えているといふ決心を持たれたら、私が申し上げたら、それでは岸も佐藤も説得してみせらる、やってみせる、そのくらいの考え方を見せなければ國務大臣として恥ずかしいじゃないですか。その御決心を伺いたいと思います。

○渡邊国務大臣 御意見を十分尊重していきます。

たつをしてしまう。そんなことはほんとうに出来ない。厚生大臣以下全部辞表をふるふるこころにして、岸内閣総理大臣にたたきつけるぐらいの勢いでやらなければ、大蔵省の主計局みたいなわけのわからぬ連中は押しまくることができない。そのような考え方で今後やっていたらかなければならないと思う。

その次にごく簡単に申し上げます。母子福祉資金の貸付の特例法がござりますが、あの特例法の中では、被害を受けた人ということになつていて。ところが、中には、家が幸いにしてアパートの二階で家財が流れなかつたというふうに、直接被害を受けなかつたけれども、その回りの地帯で内職その他をして細々と暮らしておった母子世帯で、仕事がなくなつて経済的に困ってしまった、生計が成り立たないといふ人もあると思う。ほんとうの直接被害を受けた人は氣の毒だけれども、かし、そのような細々とした母子世帯の人は、自分の家のささやかな家財が流れなくとも、一年間、二年間にわたって内職その他の仕事がなくなるということは困る。これこそ法律の運用ができる。母子福祉資金の貸付の据置期間の延長、そういうものは、被災地帯にあって生活の方途を失った者とか、生活困難をきわめている者、そういう者については、直接被災者でなくとも、これも適用する道を開いていたい。ただいまお話をありました通り、被災母子家庭に貸し付けるわけでありまして、個々の貸付につきましては、各府県にあります児童福祉審議会が認定

然貸し付けられるものと考えます。

○八木（一男）委員 ああいう形式的答弁をするわけです。だけれども、これは大したことはないのですよ。これがやると言つたらすぐできる。被災と同様に生活に困った者は、今度の例法で、据置期間が少し長くなつた有利になつたものを貸す。これは貸金で、上げるものではないから、これは即座にすると言つても、大蔵省は句を言つてこない。あんな連中はわからないし、わかつても文句は言わせないから、厚生大臣は、この際、そのぐらいのことはやると言つても、らい、い。児童局長が何と言つても、厚生大臣の決裁さえあればできます。

○渡邊国務大臣 運用面で、ぜひ考いたしましよう。

○八木（一男）委員 もう一点だけですあります。

それから、お考えをいただきたいのは、先ほども与党の江崎さんとお話ししておつたことですが、福祉年金があなますね。国民年金法の福祉年金は、上年度の収入によって査定されて、それで福祉年金をやることになった。ところが、実際に災害を受けたところの人とか障害者とか母子家庭、これはへん非常に困つておるわけです。こういふことも、行政運用で、災害の場合だけ特別に、本年は非常に収入が減つただからと、いうことで、昨年は収入があつても、今年は収入がないところが、福祉年金を老人とか障害者とか母子家庭

が、り災組合に対し貸し付ける水害等により被害を受けた貸付け法第二条第一号及び第二号に規定する施設の復旧に必要な資金については、昭和三十四年度に限り、同条中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(供給施設の設備資金の貸付)

第三条 政府は、被害地域に係る都道府県がり災組合に対して、水害等により被害を受けた組合員の生活に必要な物資を供給するための施設の復旧に必要な資金を貸し付けるときは、昭和三十四年度に限り、その都道府県に対して、当該貸付金額の三分の二に相当する貸付資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付は、貸付法により貸付とみなし、貸付法の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被を受けた消費生活協同組合の協同施設等の復旧に關し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案に要する経費本案施行に要する経費としては、本年度約七百万円の見込である。

以上の措置によりまして、災害を受けるときは、内藤厚生政務次官は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

○内藤(醫)政府委員 ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容の第一は、公的医療機関に対するものであります。本年九月の風水害を受けた地域に存する都道府県立、市町村立等の公的医療機関につきまして、その災害復旧費にし、国がその二分の一の補助を行なうことができるようになんとするとものであります。ただし、国民健康保険法により國の補助を受けたことができるものに対しましては、現行制度と同様に取り扱つて、この規定の対象外といいたしております。

第一の内容は、私的医療機関に対するものであります。本年八月の水害または本年八月及び九月の風水害を受けた地域に存する私的医療機関の災害復旧費につきましては、特別な金融の措置をとることとし、政令で定める金融機関から、他の法令の規定による制限を越えて、かつ、通常よりも有利な条件で、貸付を受けることができるようになります。なお、政令で定める金融機関としましては、中小企

業金融公庫及び国民金融公庫を予定しておますが、医療事業の公益性と医療機関復旧の緊要性とにかくみましても、特別の考慮をいたしたいと考えております。

従いまして、すみやかに災害復旧を行ない、罹災組合をして事業の円滑な運営を行なわせるため、この際施設の復旧に必要な資金について国が貸付金額のワクを拡大することがぜひ必要であるうとと思うのであります。これが本法律案を提案するおもな理由であります。

○内藤(醫)政府委員 ただいま議題となりました昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

○岡本(醫)議員 私は、日本社会党を代表して、わが党提出の昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案に関しまして、提案の理由及び内容のおもな点を御説明申し上げるものであります。

消費生活協同組合の今日の活動状況を見ますと、組合数千三百、実働組合における組合員総数は三百万人に達し、その年間総事業量は三百五十億円にも上るのであります。特に最近は、地域において拡大の傾向があり、こうした活動が、消費者の生活の安定向上に寄与していることは言うまでもありません。

去る七月、八月、九月の風水害は、これら組合の協同施設等に対して小なからぬ被害を与えた。この災害復旧を早急に行なわなければならないことは、今日の組合活動が消費生活の中占める意義からして当然であります。

従いまして、すみやかに災害復旧を行ない、罹災組合をして事業の円滑な運営を行なわせるため、この際施設の復旧に必要な資金について国が貸付金額のワクを拡大することがぜひ必要であるうとと思うのであります。これが本法律案を提案するおもな理由であります。

○南條委員長 ただいま提案理由の説明を聽取いたしました両案も含めまして、午前に引き続き質疑を行ないます。伊藤よし子君。

○伊藤(よ)委員 よつと一点だけお伺いしたいのですが、これは私の愛知県の矢作川についての事例でござります。私はこういう問題が各地にあると思いますので、建設省の御管轄だとうとうとき電気もとまりますし、何か緊急に連絡ができる——私は専門的なことはわかりませんが、順序よくゲートを開けるとか、そういうことができれば、そういう被害も最小にとどめることができるのではないかと考えるのでございます。このような事態は、昨年和歌山県と三重県の熊野川へ参りましたときに伺いました。ダムのゲートをこういうときにおけるといふようなことによって、下の方の部落が思いがけない、予定しないような水害を受けたというような事態がございます。今後、そういう事態について何とかそういう被害が出ないようにお考えになつておられるかどうか、その点について一つだけ伺つておきたいと思うのです。

○村上國務大臣 ただいまの矢作川におけるダムの門扉の点につきましては、これはそういうことはできないようになつておるのでござります。上流の堰堤で開く場合に、下にあるあれを置いて、そういうことのないよう、全部門扉を開いて自然に流していく、あるいはまた降雨の調整のために、何時間、雨量幾らまでは門扉を開けないで貯水して隨時流していくとか、そういうことはちゃんと一つの指令といふか、一つの常識になつてゐるのですが、しかし、それがもしも今御指摘のようなことがありましたならば、一応私どもの方でも十分調査いたしまして、その上で御返事いたしたいと思います。

○伊藤(よ)委員 ただいま大臣がおっしゃいましたように、上の方の部落では、平戸橋のゲートが豊田市を守るためにどうしてもあけられなかつた、そのため逆流いたしまして、これが事実でござりますけれども、かつてない、思いがけないところに大へん浸水やがけくずれ等による全壊の家屋などを出しました。幸い人命には影響ございませんでしたけれども、そういう事態がござります。よく御調査の上——また緊急なときに電気なんかは消えますので、連絡ができないような事態があるのじゃないかと思うのです。そういうときには、無電装置とか、何かそんなことで今後そういう事態の起こらないように、いろいろ対策を練つていただきたいと思います。

○村上國務大臣 御指摘の点は十分検討いたしまして、手配いたしたいと思

より、
指定基準
出がござ
○佐藤
準につ
います。

地盤指定の問題は、今回の災害対策の特例法の適用地域の基準について説明したいとの申しさせいます。佐藤大臣。

較して、その倍率による。いずれ後ほど詳しく説明いたしますが、この考え方

内における府県工事ということにいたしましたので」とれます。さらに御説明を

まして、その工事量を算定いたします場合に、当該市町村における直轄工事

費、府県工事費、それから市町村工事費、この三つの合算額を当該市町村の災害復旧事業費と見まして、この災害復旧事業費が標準税収入——明確に申しますと、当該市町村の標準税収入と

は、これはそういうことはできないようになっておるのでござります。上流の堰堤で開く場合に、下にあるあれを置いて、そういうことのないよう

に、全部門扉を開いて自然に流していく、あるいはまた降雨の調整のために、何時間、雨量幾らまでは門扉を開けないで貯水して隨時流していくとか、そういうことはちゃんと一つの指令というか、一つの常識になっているのであります。しかし、それがもと

出がございます。佐藤大蔵大臣。
○佐藤国務大臣 激甚地地域指定の基準について、御説明をいたしたいと思
います。

方であります。
農地、農業用施設につきましては、
被害農家一戸当たりの被害金額、また
林道につきましては、被害林道の延長
当たりの災害復旧工事費、これらをそ
れぞれ考えまして、各施設について、
実情に即した合理的な尺度をとること
いたしたのでございます。
また、激甚な被害を受けた地域が特
例法の対象からはずれるということが
ござります。これは、二二二年、二二三
年、二二四年に記載と申します。

いたしますが、この〇・五倍をこえる府県、これを一応基準にとつたのでござります。標準税収入の〇・五倍以下、これらの点についても十分めんどうを見るという御意見があるかとも思いますが、いわゆる国庫負担法におきましては、〇・五倍以下の場合におきましては通常の措置でまかなうようになつておりますので、今回の場合におきましても、各府県において、ただい

費、府県工事費、それから市町村工事費、この三つの合算額を当該市町村の災害復旧事業費と見まして、この災害復旧事業費が標準税収入――明確に申しますと、当該市町村の標準税収入と府県の標準税収入のうち、当該市町村に按分された額との合算額の一倍をこえる市町村の地域、それと長期湛水地域、これらの地域の市町村における府県工事について、特例法を適用すると

○伊藤(よ)委員 ただいま大臣がおつしやいましたように、上方の部落では、平戸橋のゲートが豊田市を守るためにどうしてもあけられなかつた、そのため逆流いたしまして、——これで事実でござりますけれども、かつてない、思いがけないところに大へん浸

來たしましたことを、私自身遺憾に存じております。それにもかかわりませず、皆様方から十分御協力を賜わりましたので、調査、協議に遺憾なきを期すだけの時間をお与えいただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、内容について御説明いたします。

・公共土木施設及び農林水産施設の災害特例法は、すでに災害対策特別委員会において御審議を願つているところ

なしへと、本筋で西脇を力めたときには、
公共土木施設の府県工事につきまして
て、単純に県単位の適用を行なうこと
なく、県内の市町村の地域にまで考え
を及ぼして、その地域での被害の程度
を測定して、府県工事の適用範囲を決
定するとか、長期湛水地域についても
特別の配慮を加える等の措置をとつて
おります。反面、事業主体である地方
公共団体等ごとにこれを見まして、全
体として被害の程度の低いものは対象
外とするなど、基準適用が乱流流れな

申しあげたところに徴収事務費と
当該県の標準税収入、これを比べてみ
まして、○・五倍以下の場合には特例
法を適用しない、○・五倍以上の場合
に特例法を適用するという範囲をきめ
て参りたい、かような基本的な原則を
考えたわけであります。ところで、こ
の○・五倍以上になります県は、愛
知、岐阜、三重を初め長野、山梨、
北から申し上げますが、新潟、石川、
福井、滋賀、奈良、和歌山、京都、鳥
取、島根、徳島、長崎、ただいま二点

されが府県工事についての適用の範囲であります。

次は、市町村工事について申し上げます。当該市町村の災害復旧事業費でかよう申ししますのは市町村工事費でございますが、この市町村工事費が当該市町村の標準税収入の一倍をこえる市町村の地域——これは一対一の場合は当然でありますが、これは特例法を適用する考え方でございます。

さらに、この一倍にはならない市町

木やがけくずれ等による全壊の家屋などを出しました。幸い人命には影響ございませんでしたけれども、そういう事態がございます。よく御調査の上、また緊急なときに電気なんかは消えますので、連絡ができないような事態があるのじゃないかと思うのです。そういうときに、無電装置とか、何かそんなことで今後そういう事態の起こらないよう、いろいろ対策を練っていただきたいと思います。

であります。が、これらの特例法の適用地域の指定基準につきましては、予算編成当時から各省において慎重に検討をして参りました結果、次のような基本方針に基づいて決定することとし、大略の成案を得ましたので、御報告をいたします。すなわち、基本方針として、第一に、今次災害の実情を見まするに、公共土木施設、農林水産施設、公立文教施設、その他各施設ごとに被害の態様及び地域に相当の相違があることからかんがみまして、地域指定の基

いよう配意いたした次第でございま
す。それらの結果、具体的に決定いたし
ました基準について申し上げます。
まず第一は、公共土木施設、この公
共土木施設のうち、府県工事について
申し上げます。当該県の災害復旧事業
費——災害復旧事業費と申しますの
は、府県工事及びその府県内の直轄工
事、これを合わせたものを当該県の災害
復旧事業費といたしまして、この復旧
事業費が当該県の積産税収入の約・五

この十六府県が〇・五倍以上の県、か
ように私ども考えております。この十
六府県が変わることはないと思います
が、今後私どもさらに実情を精査いた
しますと、この十六府県があるいは一
県程度あることがあるかもわかりま
せん。これはしばらくその実情調査に
時間をかしていただきたい、かようす
考えます。

そこで、この十六府県におきまし
て、混合方式により算定した災害復旧
事業費は、その守県内に当該市町村の

村でありましても、当該市町村の災害復旧事業費が、当該市町村の標準税収入の〇・五倍以上になるものでありますして、混合方式により算定した災害復旧事業費が標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、言いかえますと、市町村工事とその市町村の標準税収入を比べてみまして、一対一なら、もちろん特例法を適用いたします。一対一にはならないが、この工事費が標準税収入の〇・五倍以上であるという場合におきましては、混合方式によつてもう一

○南條委員長　この際、佐藤大蔵大臣
討いたしまして、手配いたしたいと思
います。

準となる被害程度測定の尺度として、第一に公共土木施設につきましては、地方公共団体の税収入と被害額などを比

よつて算定した町村の被害、その町村

区域における直轄工事費、府県工事費と市町村工事費の合算額であります。これらの府県内における市町村につき

度計算して「一対」になれば、その町村に対しても特例法を適用しようというのでございます。市町村の工事費がそ

の所管でおる大福がらみ、これは堤塘の長さで約百二十メートルが今回決壊いたしております。その復旧工事費が合算されておらぬという話を聞いておる。これほどのうの大蔵省の係官の話でありますから、間違いないのじやないかと思いますが、それはやはり今日でもそうであるかどうか。これがまた合算されないとすれば、その合算されない理由はどういう点にあるのか。少しこまかいようでありますけれども、この点を、これはまあ係の方からでもけつこうであります、一応伺いました。

じやないか、実はかように考えておりま
す。そこで、これは県を一体として
扱わない、こういう観点に立つての普
遍的な基準を考えたもの、かように実
はみずからは思つております。

そこで、具体的にただいま御指摘になりました干拓地域の問題でございま
すが、この県が代行いたしております
干拓工事、これはまだ国に移管されて
おりません。その途中において事故を
発生いたしておるのでございますが、
この事業は、国において全額災害復旧
を支弁する地域であります。従いまし
て、先ほどその地域内における直轄工
事ということを申しましたが、分担金
が一切ない実は工事でございまして、
いわゆる直轄工事と申しますものは性質
がよほど違つておる。こういう意味で
は、この二つの干拓の費用は国が全額
を持って復旧に当たるのでありますの
で、県工事の中の直轄工事といふうち
には計上しないということで、今日も
変わらない状況でござります。この点

は、ただいま申し上げますように、直轄工事と申しましても、ただいま全然県が分担をしない工事でござりますので、これは別途の扱いをするのが筋道ではないだろうか、実は、かよう考へておりますと、十分内容も精査いたしました結果、ただいま申し上げるような基準にいたしておるわけでござります。

○大坪委員 せつかくの大蔵大臣の御答弁ですけれども、大幅がらみといいうのは今農林省で干拓工事を進めておるわけであります。しかし、これは数年前から入植者もずっと入植しており、三十一年水害のときには、これら數戸の家のは完全に壊滅した。しかし、こ

れと並んでいる昭和がらみというのがある。これが建設省に移管され、一つはそうですが、もう一つの方ではないはずなんです。大幅がなれば、農林省でやっているのは、これはずっと全部やつておるのであります。建設省に移管した方の昭和がらみの方は、県で管理してやっている。従来、過去のたびたびの災害の場合も、県も負担しますが、地元の福富村などという村も一割二分は常に負担している。そのため、村の財政が非常な窮屈を来たしております。その点が少し違います。同じ並んでいるのには、そういうものが、村についていえば、災害のもとをなしておる。そのものについて、国が全額見るから、といって計算の基準にしないということをおかしくないかということであります。

れと並んで昭和がらみというものが
ある。これが建設省に移管されて、一
つはそうですが、もう一つの方
はそうでないはずなんです。大幅がら
みというのは、農林省でやっているの
は、これはずっと全部やつておるので
ございましょう。しかし、もう一つ建
設省に移管した方の昭和がらみの方
は、県で管理してやっている。従つ
て、国の補助によつてやる事業だ。現
在、過去のたびたびの災害の場合に
も、県も負担しますが、地元の福富村
という村も一割二分は常に負担してい
る。そのために、村の財政が非常な窮
乏を来たしておるのであります。その
点が少し違います。同じ並んでいるの
に……。そして私の申し上げたいの
は、そういうものが、村についていえ
ば、災害のもとをなしておる。その一
つのものについて、国が全額見るから
といつて計算の基準にしないといふの
がおかしくないかということでありま
す。

に、干拓工事でございますので、入植
して、すぐに地元の負担ということは
なかなか困難であるというようなこと
もございまして、現在の建前といたし
ましては、入植後、数年の間は国が管
理しておるという形をとつておるわけ
でございます。これは、どうしてそし
てござります。これは、どうしてそし
てござりますかといふことをいたしてお
りますと、結局、災害などがございま
すと、ときに、これが地元管理に移つてお
りますと、やはり地元の負担を取らな
ければならない。いわゆる公共土木施
設国庫負担法として、県あるいは市町
村の負担となるわけでございますが、
この干拓工事のようなものの特殊性に
かんがみまして、入植後、数年の間は、
やはり地元の營農樹立ということ
も困難なわけでございますので、この
間は国において管理の責任を負いまし
て、そして災害復旧事業等が必要な場
合には全額国庫負担でやつてやろう、
こういうような措置がとられておるわ
けでございます。従いまして、現在の
公共土木施設国庫負担法の規定におき

に、干拓工事でございますので、入植をして、すぐに地元の負担ということはなかなか困難であるというようなことはございませんして、現在の建前といたしましては、入植後、数年の間は国が管理をしておるという形をとつておるわけですが、どうしてそういうことをいたしておりますかといいますと、やはり地元の負担を取らなければなりません。いわゆる公共土木施設国庫負担法として、県あるいは市町村の負担となるわけでございますが、この干拓工事のようなものの特殊性にかんがみまして、入植後、数年の間は、やはり地元の營農樹立といふことも困難なわけでございますので、この間は国において管理の責任を負いまして、そして災害復旧事業等が必要な場合には全額国庫負担でやってやろう、こういうような措置がとられておるわけでございます。従いまして、現在の公共土木施設国庫負担法の規定におましても、こういった工事中のもの、あるいは引き継ぎがまだ終わっておらないで、公共土木施設として地方公共団体の管理に移らないものは対象にいたしましても、こういった工事中のもの、たさないということが法律上はつきりいたしておるわけでございまして、そういう意味で、今回の指定基準の問題といたしましても、公共土木施設の事業と地方公共団体が管理している施設の災害復旧事業費と標準税収入とを比較するということは、やはり合理的と思われますので、ただいまお話しの大幅がらみの堤防につきましては、一応事業費として算定をいたさない、これは別途直轄灾害といたしまして、農林

○大坪委員 私は、そういうことをお伺いしておるのではない。今度おきめになつた災害激甚地の指定についての基準をおきめになるにあつて、どういうものを要素として取り上げられたかということを申し上げておるのであります。どこが管轄して、どの程度国庫が負担して、従つて、復旧改修などの役所がやるかということではなく、有明、特に福富村の場合について申し上げますと、この二つの干拓の堤防が決壊して、これが甚大な被害を及ぼしておるということなのです。現実は被害激甚の地域である。それを、どこの省が管轄しておるから、あるいはどこの省が復旧工事をやるから激甚地に指定——それはどこでやつたってかいやしません。それはどこの省がやるから、それは国庫がどの程度負担するから激甚地にはならないということは、これは、あなた方が法律をいじつての考え方でわかるかもしれませんけれども、國民にはわからない。これは大臣はよくおわかりになるとと思う。朝三暮四といふ言葉がある。これは要するに、ごまかしの悪政治の標語なのです。激甚地ということを地元民は知つておる。だれでも知つておる。従つて、その激甚地に対する対策は、国が温情ある対策をやつてくれるだらうということを期待しておる。それを、法律をいろいろいじつてみると、こっちの方は国庫が全額従来から見ておつた。従つて、復旧も全額国庫が見るから激甚地からはずしていい、激甚地としてこれを規定する要素の中からはずしていいという

ことが、わからないのです。激甚地であるというその事態を作った原因は、大福がらみにあるし、昭和がらみもある。二つのものが合わさって激甚地を作っている。そして、これが復旧という場合になつて、一つの方は国庫が全部見てやるからいい、一つの方は補助額がきわめて少ない、激甚地としての取り扱いが得られない、今回の特例法の適用を受けない。しかし、その県が大きな県であり、財政力も豊かな県であれば、力が及びきれない。今度起きた災害は、先刻申し上げましたように、地元民はこれを人災だと言つておる。そういうものが佐賀県の場合は多い。

次に、もう一つは、今のようなこと

でせつからく特例法が設けられておる。

それが、何か法律上の——私は、今度の特例法というものは、そういう従来の普通の手段では改められないから、

そういうところをカバーして、よく懸

切丁寧に見ていこうという趣旨で作ら

れておるはずだと思う。そういうこと

が立法の建前であり、今度の臨時国会が召集されたゆえんであると思う。

これが、従来の基準で、そういうところは除くということは明らかにこれは、

朝三暮四的な政治のやり方である。私

は、これはお考へ願わなければならぬ

と思う。何ゆえに、激甚地と指定する

基準の中にそういうものを入れないか

ということです。国が直轄でやるけれども——工事はやるのですよ、その費用をなぜ入れないかということをお尋ねしておるのであります。

入れれば間に合う

だろうと私は思う。

○佐藤國務大臣 入れれば間に合うだ

ろうとか、入れなかつたら間に合わ

ります。私どもは、この点には一つの権

限を持たしていただきたいと思いま

す。ただいま申し上げますように、大

蔵事務当局なり、あるいは大蔵當局が

とにかく、はすことを念願して非常

にきついことをするとか、あるいは実

現に合わないような査定をとつて

いることを私は考える。これは私が理

解が悪いのかもしませんが、おそらくは、一般の国民は、特に災害地の者

は、特にそれを痛感するだらうと思う

のです。それから、やっぱり国の費用

を出して県で代行してやりますが、県

けれども、公共土木施設災害復旧事業

に、もう一つお尋ねいたします。

大体、この基準を作られて、十六府

県を今おあげになりましたが、まだ復

旧工事については、いわゆる査定が十分ではありませんか、これはわからぬが、しか

のように願いたいと思います。ただ、査定地を縮小させとか、あるいは制限さ

すとか、こういう考え方を持つております

ません。その点は、どうか誤解しない

ように願います。ただ、私は寄与することを

ございましたので、どういうふうに、佐賀県をメソショーンする

ことについて今差し控えさせていただ

いておりますのは、非常に数字が近接

するといふことを実は申し上げておる

府県財政に關係のある工事がどうか、

これはやはり考えていただきたい。今

たしましても、全額を国庫において修

理するとか、あるいは復旧するとか、

これはやはり考えていただきたい。今

これまで入れることは、私は適当で

ないと思う。たまに官僚係官から御

説明いたしましたように、管理中に属

する、県の負担に属するものは、もちろん入れました。それから、県の財政

についても、全額を国庫において修

理するとか、あるいは復旧するとか、

落とすつもりで申すわけではございません。なるべく佐賀県も十六府県に準

じて扱われるような数字が出てくれればいいと、実は念願をいたしております。それが、いずれにいたしましても、数字

の問題でござりますから、その結果に

一つ待たしていただきたい。たまにま

でござります。これは、やはり今回

の特例法は、その結果、府県財政に寄

付するかしないかの問題でございま

す。これは、ちょうど直轄大学の場合

に、その県内において直轄大学が災害

をこうむつた、こういう場合に、これ

は全額国が負担いためますので、県の

財政に関係がないということで処理い

ます。これが、ちょうど直轄大学の場

合の特例法として加えないものは、県の

特例法は、その結果、府県財政に寄

付するかしないかの問題でございま

す。これは、ちょうど直轄大学の場合

に、その県内において直轄大学が災害

をこうむつた、こういう場合に、これ

は全額国が負担いためますので、県の

財政に関係がないということで処理い

ます。これが、ちょうど直轄大学の場

合の特例法として加えないものは、県の

特例法は、その結果、府県財政に寄

付するかしないかの問題でございま

す。これが、ちょうど直轄大学の場合

の特例法として加えないものは、県の

特例法は、その結果、府県財政に寄

付するかしないかの問題でございま

す。これが、ちょうど直轄大学の場合

れば、それをも当然含むことと思う
であります。従つて、十六府県が十何
府県になるか知りませんが、それがを
えてくる場合には、この県の指定とい
うものもやっぱり将来はふえるだらう
と思いますが、そうであるかどうか、
この点を一つ。

だきたいと思います。しかして、これはひとり佐賀県についてだけ申すわけではありません。全国の災害地につきまして、同様な考え方で事務当局を指導するつもりでございます。ですかから、この点は御了承いただきたいと思います。

見て、いこうということでござりますから、その大蔵大臣に十分御信頼申し上げまして、どうか一つ政治の不信にまでなり終わらぬように御措置願うようになります。重ねてお願ひ申し上げまして、時間がございませんから、私の質問を終ります。

年災対策等からいろいろの経験を積んだ結果が、平時において、そういう場合に適用し得る法律を作ろうというので、これができ上がったと思います。ところで、今回この国庫負担法そのものによらないで、さらに特例法を設けたり、いろいろの御審議をいただいて、どうぞよろしくおはさんで、この法律を可決して顶けます。

いう点から、二十八年災に対しても考ふましたものにいろいろ工夫をこらして、今日各種特例法を設けて御審議をしていただいておるのが現状でござります。

○ 依頼 国務大臣 これは、佐賀県において特に申し上げるわけではございません。被災地各地につきまして大震事務当局を督励いたしまして、いやしくも、激基地であつて特例法の適用を受ける地方の県なり、あるいは市町村等が、財政上困難を来たさないよう十分指導するつもりであります。

そこで、今、国庫負担法の問題を御指摘になりましたが、今問題になつております海岸堤防、これは、国庫負担法による一郡画定負担と一うことではございません。被災地各地につきまして大震事務当局を督励いたしまして、いやしくも、激基地であつて特例法の適用を受ける地方の県なり、あるいは市町村等が、財政上困難を来たさないよう十分指導するつもりであります。

にまた、特に佐賀県だけをどうこう扱う、こういうことはできないことになっています。どうぞ一つ御了承いただきたい。重ねて申し上げておきますが、私どもの発表が非常に厳格に申し上げておりますことは、お互いの期待をそこなうようなことがあっては大へん申しわけがない、数字が十分固まらないうちに、その見込みなどで申し上げることは親切であるようで、これは非常に不親切だ、かのように考えるものですから、どこまでも数字の問題として、しばらく私どもの調査に時間をかいていただきたい、かように申し上げておるのでから、どうか誤解のないようにお願いしたいと思います。

○大坪委員 私は、まだ少しかゆいところに手が届かぬ感じがいたしますけれども、るる大蔵大臣がお述べ下すつたように、そういうあたたかい気持で

佐賀県としては、やはり指定されるかもしれないが、これは県の財政に及ぼす影響も非常に甚大でございましてから、あのようにおつしやるのも無理はないと思います。そこで、私は、まず大蔵大臣の、国庫負担法あるいはまた、今度の特例法の精神、ものの考え方、なぜそういうような災害に対しうて国庫負担法を作つたり、あるいはまた、特例法を作るのかという考え方、これからます伺つていただきたいと思います。

○佐藤国務大臣　国庫負担法は、皆様の御審議をいただいて成立した法律でございます。これは、やはり平素から災害が起きた場合にそれぞれの特例を設けないで済むように基準を考えようということで、国庫負担法ができたと思ひます。この点は、申すまでもなく二十八年災の後におきまして、二十八

思います。われわれまた政治家といった
としても、こういう点から、国庫負
担法が異常災害に対処するのに十分で
あるかどうか、そういうことを十分考
えなければならないと実は思うのであ
ります。本来から申しますならば、平
素用意いたしました国庫負担法で大部
分救済できるのではないかという議論
もあろうかと思いますが、やはり災害
の実情等に照らしまして、これだけでは
なかなか災害復旧の万全を期するこ
とができるないというのが、今日の状態
ではないかと思います。そういう観点
に立ちまして、今日の災害復旧の予算
も作つておるわけであります。ところ
で、もう一つ問題になりますのは、二
十八年災の当時と今回の三十四年災当
時と、いわゆる地方自治団体の財政状
態が相当変わつておる、こういう点に
も一つ見のがせないものがある。そう

財源より許されておらない地方自治体の財政事情の立場からいけば、特別にそういうふうな臨時支出が要れば、当然国がめんどうを見ていかなければならないし、のみならず、たとえば、河川というものを考えましても、水が集まるのは非常に広い区域から集まって参ります。そうして、それが他の府県へ流れていって、どつと大きな災害を起こす。何も災害というものが、自分のところに降った雨、自分のところに吹いた風だけで起こってくるのはございません。やはり広い国土の中の一部分として、お隣からやつてくるところの水のために起こってくるものであれば、当然これはみずからの力だけで復旧すべきものではない。たとえていえば、隣の境界の方から水が流れてくれる場合には、やはりこれを拒む権利はある個人にはないですけれども、しかしな

また、十四号までの災害の査定がおくれておるという、この点は、まだどういう個所が二、三カ所全国にあるようになります。そういうものを、できるだけ早くとりまとめていきたいという考え方でございます。また、この改良開運事業等について、昨年の災害対策以後、非常に私どもの査定基準も変わつて参つております。今日のことら、今の査定方法は全国一率な方法で考えておりますので、佐賀県だけに特にきつい考えもございませんが、同時にまた、特に佐賀県だけをどうこう扱う、こういうことはできないことになつております。どうぞ一つ御了承いただきたい。重ねて申し上げておきますが、私どもの発表が非常に厳格に申し上げておりますことは、お互の期待をそこなうようなことがあっては大へん申しわけがない、数字が十分固まらないうちに、その見込みなどで申し上げることは親切であるようで、これ非常に不親切だ、かのように考えるものですから、どこまでも数字の問題と

○大蔵大臣は予算委員会の方に出席を
求められておりますから、持ち時間を
厳守して下さい。

○岡本(隆)委員 ただいま大坪委員か
ら激甚地の指定基準について御質問が
ございましたけれども、大坪さんの言
われるのもごつともだと思うので
す。私どもの調べましたところでは、
佐賀県は十九番目になつております。
十六府県指定されまして、あと三県で
そこへ届くというところになつておる
佐賀県としては、やはり指定されるか
されないかでもつて、これは県の財政
に及ぼす影響も非常に甚大でございま
すから、あのようにおつしやるのも無
理はないと思います。そこで、私は、
まず大蔵大臣の、国庫負担法あるいは
また、今度の特例法の精神、ものの考
え方、なぜそういうような災害に対し
て国庫負担法を作つたり、あるいはま
た、特例法を作るのかという考え方、
これからまず伺つていただきたいと思いま
す。

うものは、一応平常時に想定をいたしました災害と、また、災害が起きました後と相当態様を異にするものであります。ことに今回の非常な特質は、非常に多数の命を損傷したこと、また、集中豪雨その他で一局部に災害が襲来した、あるいはまた、非常に長期湛水というような、予想だにしなかつたような事態が起きた、こういうような点が、今回の災害におきまして非常に人心にも重大な影響を与えておると思います。われわれまた政治家といたしましても、こういう点から、国庫負担法が異常災害に対処するのに十分であるかどうか、そういうことを十分考えなければならないと実は思うのであります。本来から申しますならば、平素用意いたしました国庫負担法で大部分救済できるのではないかという議論もあるうかと思いますが、やはり災害の実情等に照らしまして、これだけでなかなか災害復旧の万全を期することができないというのが、今日の状態

支出が大きくなるから、国庫がそれを救済してやるのだ、こういうふうなお考えに立っておられるかのように聞こえます。しかしながら、私は、災害についての考え方は、そのようには思わない。災害というものはこれはやはり国の負担において処理していくべきものである、こういうふうな基本的な考え方に基づいて、この国庫負担法なり特例法というものが私は出てきていると思う。とにかく、日ごろ手一ぱいの財源より許されておらない地方自治体の財政事情の立場からいけば、特別にそういうふうな臨時支出が要れば、当然国がめんどうを見ていかなければならないし、のみならず、たとえば、河川というものを考えましても、水が集まるのは非常に広い区域から集まつてのところに降った雨、自分のところに吹いた風だけで起こってくるのはど

して、しばらく私どもの調査に時間をかいていただきたい、かよう申し上げておるのであるから、どうか誤解のないようにお願いしたいと思います。

○大坪委員 私は、まだ少しかゆいところに手が届かぬ感じがいたしますけれども、るる大蔵大臣がお述べ下すつたように、そういうあたたかい気持で

○佐藤国務大臣 国庫負担法は、皆様の御審議をいただいて成立した法律でございます。これは、やはり平素から災害が起きた場合にそれぞれの特例を設けないで済むように基準を考えようということと、国庫負担法ができると 思います。この点は、申すまでもなく二十八年災の後におきまして、二十八

ではないかと思います。そういう観点に立ちまして、今日の災害復旧の予算も作っておるわけであります。ところで、もう一つ問題になりますのは、二十八年災の当時と今回の三十四年災當時と、いわゆる地方自治団体の財政状態が相当変わつておる。こういう点にも一つ見のがせないものがある。そ

ざいません。やはり広い国土の中の一
部分として、お隣からやつてくるとこ
ろの水のために起こつくるものであ
れば、当然これはみずからの方だけで
復旧すべきものではない。たとえてい
えば、隣の境界の方から水が流れてい
る場合には、やはりこれを拒む権利は
個人にはないですから、しかしな

がら、その流れてきた水の処理については、互いに話し合って負担していくだけのお互いに義務があり、権利があるというのと同じように、災害の場合には、当然これはその県自身において、負担していかなければならぬあるいはその市町村自治体 자체において、そういう意味においては、災害といふものは一応国庫において、広く国民全体の責任において復旧に当たっています。しかし、災害は国が全責任を持つべきだというのではないといふ基本的ななではないと思う。だから、そういう意味においては、災害といふものは、一応国庫において、広く国民全体の責任において復旧に当たっているの聞き間違いであったのでしょうか。

○佐藤国務大臣 そういう意味で国が補助するということで、国庫負担法ができたと思います。従つて、国庫負担法で何かも、みんなかなえるから、それで済むわけあります。だが、異常災害については国庫負担法じゃまかれないというのが今日の状況だと思います。私の申す国庫負担法というのを、一般的な国庫負担法ではなくて、こいつの際の公工土木その他についての復旧に関する国庫負担法でこの基準がでてあります。このことを申すのでござります。しかし、どうもそれがまかなえないというのが現状で、やつておる、こういう状況でございまして、また、地方河川の場合だと、その点が変わっているということです。

いまでの、一様ではございません。しかし、災害は国が全責任を持つべきだというのではなくだということは、今日の制度から見まして、適当でないというのが、私の考え方でございます。

○岡本(謙)委員 私が言うのは、国が全責任を持つべきだというのではないのです。しかしながら、一応そういうふうな考え方方が国庫負担法の中には精神として流れておるということを、私は、大蔵大臣もよく考えていただかなればならないと思うのです。

そこで、今度の基準でございます。

が、今度の基準をおきめになった理論的根拠、という話がかたくなつて参りますけれども、何かやはりおきめになるのは、ある一つの根拠というも

うであります。しかしながら、私は非常に工事まで含めて計算した場合に、どうぞ第一の基準にいたしたのであります。国庫負担法では、この〇・五以下は取り上げない、普通の交付金なり、あるいは特別交付税なりでまかなう範囲に実は考えております。これはそのままとつておこう、しかし、国庫負担

法では、それより以上の災害につきましても、二倍に達するまでは一応の累進率はあるかと思ひますが、特別補助の対象にして、そして二倍以上の災害につきましては、さらに高率を適用する、こういう建前になつております。

この点を今回の集中豪雨といふような災害については適用できないというのを、今回の災害の特殊性でございまして、その災害の特殊性は、先ほど三点ばかりあげて説明をいたしましたが、

これがまかなえないといふのが現状で、かよう私考えておりまます。その災害の特殊性は、先ほど三点ばかりあげて説明をいたしましたが、

災害については適用できないといふのが、今回の災害の特殊性でございまして、その災害の特殊性は、先ほど三点ばかりあげて説明をいたしましたが、

ない災害対策という批判が起るのじやないかと思います。幸いにして、社会党も長期湛水地区を入れることに御反対ではないようですが、この点、大へんしあわせに思いますが、先ほどの御批判をそのまま受けますと、何だか長期湛水地域を入れたことがけしからぬ、筋が立たぬじやないか、こういうふうにこれまで、私非常に意外に思つたのですが、これこそは、今回災害の特異性から見て当然の措置である。この点を御了承をいただきたいと思います。

○岡本(陸)委員 なかなか大蔵大臣、あげ足をとるのがお上手です。私の言ひ回しが悪かったのもしれませんが、長期湛水の話が出ましたから、私は大蔵大臣に長期湛水地域のことについてお伺いしたいと思うのであります。排水工事がなかなか思うにまかせす。排水工事がなかなか思うにまかせす。そこで工事の進捗状況を見ている現地の人の話を聞きますと、今のようにちよちよと、いうふうな形の排水工事を見ておると、もう水につかた

か。

○佐藤國務大臣 今岡本さんの御指摘になりますように、長期湛水の事態を一日も早く解消する、一刻も早く解消する、これは政府といたしましても当然努力しなければならない点でござります。この点につきましては、私は技術者でないから詳細を明確にはいたしませんが、費用の面において支障を來たすということのないように、私も最善を尽くして参ったつもりであります。また現地における工事担当の人たちは、昼夜不眠不休で今日作業を続けております。しかし、何分にも場所柄非常に陸地からの作業が困難であ

えが私は必要であると思います。従つて、この自衛隊の人員の投入であるとか、あるいは器材の投入であるとか、そういうふうな面においては、現地の人たちにとってはまだまだまぬるい、私はこういうふうに現地の人たちは思つておると思うのです。従つて、

○佐藤國務大臣 まさに戰時体制といふなまえをこへどれだけ込みか、費用を惜しまずにおとりになるということの中に、たどりに至る寒さの前に片づけたいと非常な努力をしておるこの事実を御披露いたしまして、一日も早くこれをやろう、迫りくる

工夫をこらすことによぶさかではございません。ただ、今御披露いたしましたように、場所が非常に困難な場所にありますように、過去の災害復旧なりある、連絡なり器材の運搬なり、また非常に限られた狭いところで作業しなければならぬ、そういう意味で、人間等もそう必要以上にぶち込みましては、被災住民の期待に沿い得る道があると思うのであります。それについて大蔵大臣は、今からでもそういうふうなことをなさるにはないのです。

○岡本(陸)委員 財政的な面では相応心がまえを持つておるというふうな話で、非常にけつこうだと思うのですが、それがいたしましても、その効果がない。いろいろそういう面の工事進行の制約を受けておる、この事態を一つ御認識賜わりたいと思いま

す。

○佐藤國務大臣 ただいま御指摘になりましたように、過去の災害復旧なりあるいは工事なり、それが不十分では非常に限られた狭いところで作業しなければならぬ、そういう意味で、人間などもしかしながら、少なくも隣の強固に作られた堤防がつぶれないで、お粗末であった方とはつきり区別がついて、だれの目にも瞭然とわかるような

こと、あるいは、一切いかなるものにも耐える形において前回工事が行なわれた、このあつた、そういうことが私どもの予期しないような異常災害であった、この一語で尽ければ何でもないことですが、あります。しかし、結局異常災害でなかつたか。今回の災害が、当時予想なかつたか。

○岡本(陸)委員 今度の災害が異常災害だったというふうな形で、これは別に考えればもうなでござりますけれども、しかしながら、少なくも隣の強固に作られた堤防がつぶれないで、お粗末であった方とはつきり区別がついて、だれの目にも瞭然とわかるような

ことは、大いに国としてもしっかりと忘れないように、今後の工事というものは、一切いかなるものにも耐える形において前回工事が行なわれた、このあつた、そういうことが私どもの予期しないような異常災害であった、この一語で尽ければ何でもないことですが、あります。しかし、結局異常災害でなかつたか。今回の災害が、当時予想なかつたか。

○佐藤國務大臣 御承知のように、名

を立てよう、工事設計等も考え方を立てる。工事設計等も考え方を立てる。工事を行なう場所が非常に限定されておるということで、金の面で制約を受ける前に地理的環境からいろいろの

連絡が不十分である、あるいはまた、あるいは器材の投入であるとか、そういうふうな面においては、現地の人たちにとってはまだまだまぬるい、私はこういうふうに現地の人たちは思つておると思うのです。従つて、

○佐藤國務大臣 御承知のように、名

古屋は非常に膨大な都市でございません。そこでいろいろの議論が出ておりまして、ただいまはつきり結論が出た状況ではございません。長期灌水の市である、これはその通りでございますが、御承知のように、こういう大きい都市になりますと行政区がそのうちにござります。

あるいは灌水の行政区に限るというような意見のあることも事実であります。まだはつきり結論を得ておるわけではありません。たゞまとの程度しかお答えできないのであります。

○岡本(陸)委員

しかしながら、一応政治というものは行政区画単位に行なわれるのが原則であつて、少なくもその基準案の中には、一つの市町村内にこれだけのこういう条件の地域があつたことは指定されるのだといふうにはつきり文章が書かれておるのに、名古屋だけは行政区划でもつてなにして、市全体としては指定しないのだと

政治というものは行政区画単位に行なわれるのが原則であつて、少なくもその基準案の中には、一つの市町村内に

の問題についてお伺いしたいのですが、前回の二十八災のときに行われたが、そのままのままの基準を今度かりに

も用いるとすれば、どれくらいの財政支出になりますか。

○佐藤國務大臣 今日は、先ほど御説明いたしましたように、全県指定といふうに思えるのですがどうですか。

○佐藤國務大臣

そこでもう少し基準案として計上いたしましたものは三百億程度でございます。今回は、予算額として計上いたしましたのは三千七百億をこしておると思います。二千七百億をこしておきましても被害激甚なる市町村、それ

から見まして、二十八年災になるほど補助率は相当高かつた。しかし、工事復旧の進行度は非常におそい。従いまして、二十八年災の跡始末は、その後數年を経過いたしましても全部できてしまふに至つたので、おおらかいことではござりますが、二十八年災の災害復旧が、その負担におきましても、これがまかなければ御批判を受けるようだ。こういうふうな事態に立ち至つたのであります。そこで国会において、重要な工事については三・五・二の比率、三ヵ年で災害復旧を完了する、こういう基準が立てられ、その他ものについては、大体四年で災害復旧を完了する、こういう考え方になつております。そこで名古屋市のような膨大な市である、しかも幾つかの行政区に分れておるという場合に、これを非常に被害激甚な長期灌水の地区と、しかるぎる地区を、同一に見ることが適當なりやいなやという議論が今日あるのあります。たゞいま單純に同じ市じやないか、だから同一にすべし、この議論は、まだ結論がそういう意味で出でておきます。

○岡本(陸)委員 その点は、標準税収入との比較の点はいかがお考えになつていらっしゃいますか。標準税収入といらっしゃいますか。

○佐藤國務大臣 その点は、標準税収入と標準税収入との関係においても条件が備わつておれば、当然考へなければならないことだと思います。

○岡本(陸)委員 そこでもう少し基準の問題についてお伺いしたいのですが、前回の二十八災のときに行われたが、そのままのままの基準を今度かりに

も用いるとすれば、どれくらいの財政支出になりますか。

○佐藤國務大臣 今日は、先ほど御説明いたしましたように、全県指定といふうに思えるのですがどうですか。

○佐藤國務大臣 そこでもう少し基準案として計上いたしましたものは三千七百億をこしておると思います。二千七百億をこしておきましても被害激甚なる市町村、それ

から見まして、二十八年災になるほど補助率は相当高かつた。しかし、工事復旧の進行度は非常におそい。従いまして、二十八年災の跡始末は、その後數年を経過いたしましても全部できてしまふに至つたので、おおらかいことではござりますが、二十八年災の災害復旧が、その負担におきましても、これがまかなければ御批判を受けるようだ。こういうふうな事態に立ち至つたのであります。そこで国会において、重要な工事については三・五・二の比率、三ヵ年で災害復旧を完了する、こういう基準が立てられ、その他ものについては、大体四年で災害復旧を完了する、こういう考え方になつております。そこで名古屋市のような膨大な市である、しかも幾つかの行政区に分れておるという場合に、これを非常に被害激甚な長期灌水の地区と、しかるぎる地区を、同一に見ることが適當なりやいなやという議論が今日あるのあります。たゞいま單純に同じ市じやないか、だから同一にすべし、この議論は、まだ結論がそういう意味で出でておきます。

○岡本(陸)委員 そういたしますと、それがだけの被害額に対する災害復旧予算が、今度はそれだけたつぱり前回の基準をとつてみます。そ、いたしますしにいたしまして、今度は京都市の場合は——京都市の一区域に相当な被災地域と、京都市の一区域に相当な被災地域があつて、この条件に合つた場合に

は——一行政区でもって計算してこの基準に合つた場合には、指定地域になると、資格が出てくるものと解釈してよろしうござりますか。

○佐藤國務大臣 その点は、標準税収入との比較の点はいかがお考えになつていらっしゃいますか。標準税収入といらっしゃいますか。

○佐藤國務大臣 その点は、標準税収入と標準税収入との関係においても条件が備わつておれば、当然考へなければならないことだと思います。

○岡本(陸)委員 そこでもう少し基準の問題についてお伺いしたいのですが、前回の二十八災のときに行われたが、そのままのままの基準を今度かりに

も用いるとすれば、どれくらいの財政支出になりますか。

○佐藤國務大臣 問題は財政上の問題から見まして、二十八年災になるほど補助率は相当高かつた。しかし、工事復旧の進行度は非常におそい。従いまして、二十八年災の跡始末は、その後数年を経過いたしましても全部できてしまふに至つたので、おおらかいことではござりますが、二十八年災の災害復旧が、その負担におきましても、これがまかなければ御批判を受けるようだ。こういうふうな事態に立ち至つたのであります。そこで国会において、重要な工事については三・五・二の比率、三ヵ年で災害復旧を完了する、こういう基準が立てられ、その他ものについては、大体四年で災害復旧を完了する、こういう考え方になつております。そこで名古屋市のような膨大な市である、しかも幾つかの行政区に分れておるという場合に、これを非常に被害激甚な長期灌水の地区と、しかるぎる地区を、同一に見ることが適當なりやいなやという議論が今日あるのあります。たゞいま單純に同じ市じやないか、だから同一にすべし、この議論は、まだ結論がそういう意味で出でておきます。

○岡本(陸)委員 そういたしますと、それだけの被害額に対する災害復旧予算が、今度はそれだけたつぱり前回の基準をとつてみます。そ、いたしますしにいたしまして、今度は京都市の場合は——京都市の一区域に相当な被災地域と、京都市の一区域に相当な被災地域があつて、この条件に合つた場合に

は——一行政区でもって計算してこの基準に合つた場合には、指定地域になると、資格が出てくるものと解釈してよろしうござりますか。

○佐藤國務大臣 その点は、標準税収入と標準税収入との関係においても条件が備わつておれば、当然考へなければならないことだと思います。

○岡本(陸)委員 そこでもう少し基準の問題についてお伺いしたいのですが、前回の二十八災のときに行われたが、そのままのままの基準を今度かりに

も用いるとすれば、どれくらいの財政支出になりますか。

○佐藤國務大臣 問題は財政上の問題から見まして、二十八年災になるほど補助率は相当高かつた。しかし、工事復旧の進行度は非常におそい。従いまして、二十八年災の跡始末は、その後数年を経過いたしましても全部できてしまふに至つたので、おおらかいことではござりますが、二十八年災の災害復旧が、その負担におきましても、これがまかなければ御批判を受けるようだ。こういうふうな事態に立ち至つたのであります。そこで国会において、重要な工事については三・五・二の比率、三ヵ年で災害復旧を完了する、こういう基準が立てられ、その他ものについては、大体四年で災害復旧を完了する、こういう考え方になつております。そこで名古屋市ののような膨大な市である、しかも幾つかの行政区に分れておるという場合に、これを非常に被害激甚な長期灌水の地区と、しかるぎる地区を、同一に見ることが適當なりやいなやという議論が今日あるのあります。たゞいま單純に同じ市じやないか、だから同一にすべし、この議論は、まだ結論がそういう意味で出でておきます。

○岡本(陸)委員 そういたしますと、それだけの被害額に対する災害復旧予算が、今度はそれだけたつぱり前回の基準をとつてみます。そ、いたしますしにいたしまして、今度は京都市の場合は——京都市の一区域に相当な被災地域と、京都市の一区域に相当な被災地域があつて、この条件に合つた場合に

この考え方でいきます。

○岡本(監)委員 基準の中に入っておった、災害救助法が発動した地域では、その府県の負担分が標準稅收の百分の一をこえる地域は、指定の中へ入れるというのがございました。今度はそれが入っておりまぜん。ところが、その災害が常襲的にやつて参つております地域にとりましては、たとえば私の住む京都市の南部であるとか、あるいは福知山であるとかいうふうなところは、ことは八月にとつぱりつかつて、三日間くらい水が引かずにおる。そしてまた今度は九月というふうに、一年のうちに二回もある。ことに京都というのは災害の常襲地域になつておりまして、昭和十二年以来、ことしで十二回目になつておる。しかも、全国の二十二年から三十二年までの十年間の災害を受けた額の統計をとつてみますと、トップはあなたの山口県です。山口県がたしか二百何十億かでトップになつておりますて、その次が和歌山県、三番が京都というふうになつておる。山口県については、どうも道のないところに橋がかかつておるなんというふうな物語が出ておりまして、ある程度あなたの方の政治力でこれは何か水増しされているのか知りませんが、それにいたしまして、とにかく京都府というところが、災害の常襲県で、十回をこえて災害に見舞われている。それだけにある程度復旧工事もでき、災害に対する備えもできております。しかしながら、それに伴うところの民間災害といふものは非常に大きいです。ところが、大体国の災害に対する手当としては、民間災害というものがあまり見られておりま

せん。ことに中小商工業者、あるいは、また、一般のサラリーマンというふうな人たちに対する災害の補償といふのは、何ら行なわれておらないのが現状でございます。しかしながら、その災害が地方財政に与えるところの影響というのも大きいし、また、それが担税力に与えるところの影響といふのも、きわめて甚大なものがあるわけです。そうしてこのように年々歳々災害に見舞われておるところが、今までの災害のために、いろいろな公共施設というものが災害を守るようにできてるため、比較的そのものの苦しさといたしましては、年々歳々災害を見舞われておるところの地方財政の苦しさといふものは、十分あなた方にも御理解が願えると思うのです。そういう点において、この際も当然これは何らかの形で、まあ私の考え方では、やはり災害救助法を大きく発動して、そして相当な民間災害が出た場所、地方については、当然やはり高率補助というものが適用されるべきである、またそうされなければ、きわめてこれは不公平な国措置である、こういふふうに私は思えるのでございますが、あなたの御見解を承りたい。

まして特にやりますのも、こういう点で連年災害に準じて扱うべきではない。どうかという点が大きく働いた結果、今回のような基準を設けたわけであります。ところで、この連年災害についての特殊な考慮は払われますが、災害救助法を発動したら全部それができなくなるとか、こういうような御意見があるやうに伺うのでござりますが、災害救助法は、御承知のように府県知事がこれを発動するのでございます。従いまして、これは必ずしも思想統一されたものとは思いません。従つて、災害救助法で災害の基準にこれを採用いたしますことは、そこ不公平になりまして、また今後も、災害救助法をたくさん出しておけば特例が受けられるということです、これはとんでもない基準でございまして、私どもはこれには賛成ができるません。ただいま発動した災害救助法を基準にする方が公平ではないかといふお話をございましたが、個々の府県知事の判断によって出される災害救助法の適用地域、これこそが私は不公平になるもとであり、また将来に対しましては非常な悪例を生ずるものだ、かよう考へまして、私は賛成できません。

ておる。年々歳々災害にやられて、しかも財政力は乏しいし、復旧事業費にあたえかねるというふうな地方の町村のあるといふことを頭に置いて、それをどうするか。災害救助法のワクをかける、網をかけることに不賛成であるならば、何かそれにわかるものさしなり網なりを考え、そういう地域の災害復旧に対する措置を講じていたらだかなければならぬのではないか、私はこれを申し上げておるのであります。この福知山といふところは、標準稅收が一億五千七百万円、そして市町村工事の負担分が、公共土木の災害が一億二千八百万円といふ線以上に上つてきております。しかしながら、混合方式をとつていきますと、うな数字になつて、〇・五の上には、混合方式によつて出て参る数字が一・一三三であつて、一応基準の上から一以上になつておりますから、数字だけならばこれは浮かび上がりそうだ。ところが、査定がござりますから、査定があると、これが落ちるだらうといふ悲観的な見通しになつて、京都府はそういう査定において削られる率が従来少ないといわれておりますけれども、それにいたしましても、一・一三ではちとしんどいんじやないか、こういうふうに見られておるのであります。そういたしますと、福知山のごとく年々歳々水害に見舞われ、しかもその財政力が乏しいといふふうなところが、今度は網の目から落ちてくるといふところに、住民の間では、割り切れない、今度の基準に対する不満が出て参つております。そういうふうな町村がほかにもた

くさん出てくると思います。だから、政のための措置を講ずるかというふうな点での配慮が行なわれておらないここにあなたのお名にふさわしからぬきわめて浅い案だということが出てきているわけでございまして、この点について何らかの特別の措置をこれから後もお考えになる御用意があるかないか、その辺のところを承りたいと思います。

たらない議論だと思います。もちろん、高率補助の方が非常に信頼が置けないというようなお話をしばしば聞きますけれども、とにかく今日あります制度を十分使っていただいて、いやしくも災害復旧に事欠かないような努力をすることが、罹災者に対しましても市の理事者として当然のことだらうと思います。私どもまた、各団体等が財政上非常な負担を受けて、将来その団体が独立できない、こういうような事態のないように十分注意いたして参りますが、それは災害復旧の跡始末だけの問題ではなく、一般地方団体の財政の問題として考究させていただきたい、かように思います。

○南條委員長 岡本君、大蔵大臣はま

た五時に参りますから、残つたら、そ

のときに……。

○岡本(時)委員 先ほどから矢の催促

がござりますので、これでやめます。

ただいまのお答えの中で、その基準

に当たるまらないところは、災害が少

なかつたと思って喜べというようなお

話でございましたが、これはもし間違

てもけつこうでございますが、そうい

うふうなことではあまり冷たい言い分

で、そんなことなしに、そういうふ

うなところについては、今後ともそう

なふうな不公平のないよう、でき

るだけ努力していきたい、こういうふ

うなお考え方を持つていただきようと思

し上げて、私の質問を打ち切ります。

○南條委員長 小林正美君。

○小林(正)委員 通産大臣に工業立地

の問題についてお尋ねいたいと思

います。

て、地方財政の面ではなかなか信頼が置けますけれども、とにかく今日あります制度を十分使っていただいて、い

やしくも災害復旧に事欠かないような

努力をすることが、罹災者に対しまし

ても市の理事者として当然のことだら

うと思います。私どもまた、各団体

等が財政上非常な負担を受けて、将来

その団体が独立できない、こういうよ

うな事態のないように十分注意いたし

て参りますが、それは災害復旧の跡始

末だけの問題ではなく、一般地方団体

の財政の問題として考究させていただ

きたい、かように思います。

○南條委員長 岡本君、大蔵大臣はま

た五時に参りますから、残つたら、そ

のときに……。

○岡本(時)委員 先ほどから矢の催促

がござりますので、これでやめます。

ただいまのお答えの中で、その基準

に当たるまらないところは、災害が少

なかつたと思って喜べというようなお

話でございましたが、これはもし間違

てもけつこうでございますが、そうい

うふうなことではあまり冷たい言い分

で、そんなことなしに、そういうふ

うなところについては、今後ともそう

なふうな不公平のないよう、でき

るだけ努力していきたい、こういうふ

うなお考え方を持つていただきようと思

し上げて、私の質問を打ち切ります。

○南條委員長 小林正美君。

○小林(正)委員 通産大臣に工業立地

の問題についてお尋ねいたいと思

います。

○池田国務大臣 わが國が原材料を海外に仰ぎ、しかも輸出をもって立つ以上は、やはり工場はおおむね臨海地に置かれるようになると思います。また輸送関係等から考えましても、それが有利な条件じやないか。最近におきまに東京湾であるとか、あるいは大阪湾などの領域においては、もう行き詰まりがきておるのでないか、こういう工合を考えられますので、この際、伊勢湾の臨海工業地帯は、名古屋、四日市を中心としてすばらしい将来の発展の可能性があると私は思われますが、その点について大臣のお考えを承つておきたいと考えます。

○池田国務大臣 お説もつともございまして、私もしく考えておりましたと同時に、今回おきましたは、工場の立地条件につきまして、特別の予算を持ち、全国的に調査をしておるのあります。この事業を拡大していく

ますと同時に、今回の経験にかんがみます。従来、通産省におきましては、工場を立地条件につきまして、特別の予算を持ち、全国的に調査をしておるのあります。この事業を拡大していく

ります。非常に順調にいっておりま

す。

○小林(正)委員 私も、実はこの百五十億は使い切れないのではないかといふような意味ではなくて、むろこの額は非常に少ない、こう考えております。特に私は、この際、中小企業者のいわば親のような立場である通産大臣に一つお願いをいたしておきたいのにあります。が、せっかく国会やあるいは政府がいろいろと法律を作り、また予算措置をいたしましても、これが実際に末端において、貸し出しをなされる場合においてはどうも円滑にいかない。実際末端業務をやる人が、そういう法律を作る精神、あるいは予算を組むところの精神というものを十分理解しないで、ただ自分たちの責任だけを考え、非常に過酷な条件を加重してなかなか金の貸し出しをしようとしている、そういう声を私はしばしば耳にいたしております。大体毎週土曜から月曜まで郷里に帰っておりますが、ほとんど私の宅を訪れて相談を持ち込む人の声といふものは、窓口がなかなかどうも言うことを聞いてくれない、思うように金を貸してくれない、新聞ではうまいことを言っておるが、どうもなかなか円滑に金が出てこないという声が非常に大きいのであります。こういう点について、私は、通産大臣がほんとうに中小企業者の立場に立つてものをお考へになるならば、一つあなたの方の末端の仕事というものがうまくいっておるかどうか、実際に現地に人を派遣して、その業務の円滑さをさらに督励し、査察するような、そういう配慮が望ましいと思うのですが、その点いかがでありますか。

○池田国務大臣 お話のようなことがあつては困りますので、私は、三金融機関につきまして、特に督励をいたしました。三金融機関の理事が當時名古屋方面に行って、そしてまた職員もふやす、また名古屋通産局長以下部下の者に、そういうふうな心がまえでいくよう指示いたしておる所であります。名古屋通産局は、積極的に金が円滑に早く回るよう努力しておる所であります。なお、今後ともこの気持を続けて拡大して参りますが、もしどこの機関でどういうことがあつたということがございましたら、一つお教えいただきまして、是正いたしたいと思います。

○小林(正)委員 次に、私は、今回の災害があのよう非常な民間災害が多いということから、中小企業者が大へん自分たちの仕事を復活させるために苦労をいたしておりますので、信用保証協会の問題についてちょっと触れてみたいと思ひます。私どもは、信用保証協会といふものは、信用の薄いといわれる融資対象に対しても、何とかしてこれに信用をプラスして貸し出しを円滑にしてやる、こういうところに保証協会の存在価値がある、か

らが実際は、これも先ほどの金融機関の問題と同じでございまして、この公の機関である信用保証協会といふものが、設立された趣旨に反して、借入金が十億円の金が十分使われるこつあなたの方の末端の仕事というものが立つておられるから、そこで私は、各県知事と申しあげてみたいと思うのであります。四日市市のようにおきましたは、今回の非常な大きな災害によって、中小企業者が大へん打撃を受けて困っている。そこで私は、四日市市が中心となつて四日市に信用工組会でいろいろ質問いたしたいと思ひますが、そこで私は、一つの私案をここで申し上げてみたいと思うのであります。四日市市のような商工業都市にいたし、今回におきましたも、当初は五億ぐらいでいいのではないかとの話もございました。しかし、私は、それではとてもいかないの

うような話もございました。しかしながら次に、私は、これは最後でお話をあつたごとく、私は、四日市市長や三重県知事ともよく相談いたしまして、幸いに、うまく話がつけば、この問題はぜひ一つ認可をいただくようになります。

○小林(正)委員 その問題は、また商工組会でいろいろ質問いたしたいと思ひますが、そこで私は、一つの私案をここで申し上げてみたいと思うのであります。四日市市のような商工業都市にいたし、今回におきましたも、当初は五億ぐらいでいいのではないかとの話もございました。しかし、私は、それではとてもいかないの

うような話もございました。しかしながら次に、私は、これは最後でお話をあつたごとく、私は、四日市市長や三重県知事ともよく相談いたしまして、幸いに、うまく話がつけば、この問題はぜひ一つ認可をいただくようになります。

○池田国務大臣 各県単位でやっておられますのが、設立された趣旨に反して、借入金を円滑にしておらない、逆に貸し手の味方になつておらない、全く相反した仕事のしぶりをいたしておる、こういう場合が多くございます。私は、緊急を必要とする災害融資をしなければならない時期でありますので、あえて申し上

げたいと思うのでございますが、たとえば、保証協会の会長が何と銀行の頭取であり、保証協会の専務理事から職員の大半がその銀行の従業員の古手によつて占められておる、こういう実例が相当ござります。そういうことのため、保証協会の活動というものが非常にゆがめられて、ほんとうに中小企業者の金融に役立つておらぬ、こういう事例を私は知つております。こういう点について、通産大臣は、どういうお気持でこういう保証協会といふものを監督なさつていらっしゃるか、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

○池田国務大臣 これはやはり金融の機関でどういうことがあつたということがございましたら、一つお教えいただきまして、是正いたしたいと思ひます。

○小林(正)委員 そのために大きな貢献をしたということがあります。私は承知いたしております。今

○小林(正)委員 今の答弁で私もやや満足するわけであります。実はこういうことは前例がないわけではありません。たしか今から四、五年前と

いうことは、一般論としても一体どうでしょうか、どう考えられますか。秋田県の能代市におきましたが、能代市では、これはどうしても金融のめんどうを見ることが一番中小企業者を救う近道だ、こういうことから、能代市に信用保証協会ができまして、それが非常に中小企業者の立ち直りのために大きな貢献をしたということを、私は承知いたしております。今

○小林(正)委員 そのために大きな貢献をしたということがあります。私は承知いたしております。今

○小林(正)委員 今、この答弁で私もやや満足するわけであります。実はこういうことは前例がないわけではありません。たしか今から四、五年前と

行うということは、最もけしからぬ、

通産省はこれを全廃すべきである、こ

ういういろいろの意見がございます

が、この点大臣はどうにお考えで

ございましょう。

○池田国務大臣 競輪その他につきま

しては、お話を通りいろいろ議論が

ござります。私の私見をいたしまして

は、今新たに競輪場を設けるといふこ

とにつきましては、私は賛成いたしま

せん。しかし、できたこの既成事実を

どういうふうにして弊害の少ないよう

にしていくかということが、私に課せ

られた問題だと思っております。

○小林(正)委員 そこで、今新たに設

けることについては賛成できないとい

うお話をございまして、こういう場合

にどういう工合にお考えになるか、一

つお伺いたしたいと思つております。

○小林(正)委員 そこには競輪場を設

けることには賛成できないとい

うお話をございまして、こういう場合

にどういう工合にお考えになるか、一

つお伺いたしたいと思つております。

○池田国務大臣 競輪その他の工合

にどういう工合にお考えになるか、一

つお伺いたしたいと思つております。

○小林(正)委員 もう一つ、これは私

の要望であります。十月の初めであり

ました、これは大蔵省の役人であり

て、競輪で損をした人が一家心中をし

た、こういう記事も載つております。

また、きのうの記事であります、そ

れで競輪はいわゆる八百長だというので、

これに共鳴いたしまして、この競輪

は廃止すべし、こういう声が今やほう

はいとして三重県下に起つておられます。昨日でしたか、たしか新聞紙上

で、競輪で損をした人が一家心中をしました。こういう記事も載つております。

また、きのうの記事であります、そ

れで競輪はいわゆる八百長だというので、

これに共鳴いたしまして、この競輪

は廃止すべし、こういう声が今やほう

つお答え願いたい。

○池田国務大臣 国務大臣としての答

弁でござりますが、私はお話を通りな

がらそれはよくないと思います。ただ

いろいろな事情があつたかどうかは存じ

ませんが、お話を通りならば行き過ぎ

になつたのだと思うのであります。

○村上国務大臣 この問題は、私関係が

ありますので、私からお答えいたしま

す。当日は、大蔵省の主計官は私に同

じやないかと考えております。

○池田国務大臣 この問題は、私関係が

ありますので、私からお答えいたしま

ことが出ましたことは、まあ新聞がこ

れを取り上げるということは当然であ

ります、当然であります。しかし、

そのヘリコプターに乗つた主計官が非

常に物資輸送をじゅしましたといふこと

は、私としては考えられなかつた。十

七、八貫の者が一人乗つたのですか

、雜貨を積むことがそれだけマイナ

スになつたでしょうか。新聞社の発表し

てございますが、少なくとも災害をこ

うむつたこうした婦人会の人々の心を

心として、四日市のとき被害のはな

らば、今度の災害が転じてしまわせ

やめさしてしまふ、もう復活は認めな

い、こういう工合にやつていただいた

うに考えます、この点大臣は一体ど

うのようにお考えになるか。四日市の婦

人会が立ち上がり、今や燎原の火の

ごとく全日本の婦人会の声となろうと

するところの競輪廃止の声に対し、

あなたたはどのようにお考えになるか、

大きな被害をこうむつて、今度競輪場

を再開するにも莫大な経費がかかると

いうこうした特殊なものに対し、あ

なたはどうお考えになるか、お答えを

いただきたいと思います。

○池田国務大臣 従来新設は認めてお

りませんし、また移転につきまして

も、よほど厳重な審査をいたすことによ

ります。御質問の四日市の

問題につきましては、よく実情を調査

いたしまして、結論を出したいたと思ひ

ます。

○池田国務大臣 建設大臣は非常に熱

心に三重県下をお回りになつて、ただ

この辺はあの際のこととありますか

ら、いろいろと地元の方も気が立つて

おつたと思いますし、一応これは私の

ところです。ただいまの発言によつて御了承いただ

きたいと思つております。

○小林(正)委員 建設大臣は非常に熱

心に三重県下をお回りになつて、ただ

この辺はあの際のこととありますか

ら、いろいろと地元の方も気が立つて

おつたと思いますし、一応これは私の

ところです。ただいまの発言によつて御了承いただ

きたいと思つております。

とは、これは権利がないから訴えなかつたということではなくして、いろいろの原因がある。たとえば金額が非常に多額である。訴訟費用が、非常に印紙税がたくさんかかる。あるいは非常に立証もむずかしいということもあります。官庁相手ですから、あとにいたりがこない。それよりも補助金を少しでも早くもらつておいた方がいいんだろう。最も大きいのは、今度は政府にりっぱな復旧をしてもらつて、今後再び起こらないような施設をしてもらうであろうという、政府を信頼して訴訟を起さないというような人もあります。思うのです。私の調べたところによりますと、京都の昭和二十六年に訴訟になりました平和池ダムの決壊の損害事件であります。あれは幾つか起つたそうでありますけれども、訴訟費用が足りなくて訴訟が却下になつた、あるいは訴える相手が、当事者が違つておつたので訴えが却下になつたというようなことで、多く途中で消えてしまつたそうです。しかし、今度の問題のように、訴訟費用の救助があるので、今後訴訟費用がかからない、しかも、自分のきわめて地元の問題であるから、立証も相当容易であるかもしれぬという場合には、私は起つて得ると思うのです。ですから、今までにこういう事件があまり出なかつたからといふことをもつては、罹災者に対して請求の権利がないとは私は断定できません。この趣旨は、御承知のように、被害を受けた被害者の苦痛と損害を、国家も社会連帯の理念によって持ってやろう、被害者のみに負担すべきものではないという趣旨の含まれておるものであると、私ど

もは理解しております。ですから、政
府は、そういうことにについての自分の
欠陥がはたしてあつたかどうかといふこと
を調べずにおるのでありますから、
やら、やはりそこには一つの政府の行
ついても責任を感じて、積極的に利
はこういうものを処理しなければなら
ぬと考えておりますので、この点もあ
明らかにして、法務大臣なり建設大臣
あたりが閣議でもう少し主張してこ
れをやつていただきたい。というの
は、この高率補助の適用地域について
も問題になってくるでしょ。こわ
は、被害の額と、それからその当該課
城における税金の額と、いうようなこと
を標準にして考えておるけれども、
の災害は一体いかなるところに原因を
置いておるのだということを少しも
慮されておらぬ。これはよく調べて、
政府の責任は全部でなくとも、その責
任のまあ相殺といいますか、計算した
ならば政府にも五分の責任がある。そ
うして天災という自然現象にも五分の
力があつたのだというふうに考えます
ならば、私は高率の適用などといふ
とは、租税や被害の額によってやるべき
き問題ではなくして、被害の起つた
原因を研究して、こういう原因だから
してここにはこうしてやらなければなら
ぬという一つの原則というものが生
まれてくると思うのであります。それ
の調査は、二十八年に災害にあって、
い。

三十一年まで調査をやつと続けて、それから五年計画で工事にかかりました。それがこま切れ工事で完成を見なかつたために、大出水を見たというふうに新聞では報じておる。私の伺いたいのは、この台風の起つたあの当時に、未完成のどんな部分があの河川の堤防にあつたか。こま切れという以上は、一部分分刻んでやつたのだろうと思うのですが、これではちょっとはつきりしませんけれども、いかなる部分の工事の未完成があつたのか——なかつたのかあつたのか、まずその点を伺いたい。

○山本政府委員 全延長が七百メートル余りと思いましたが、それを全般的に下の方から工事を進めておりまして、約六千万か七千万かかるものが、本年度の予算をつけまして、三千万余りの工事費が今までについたわけでござります。今年度の工事も途中でございますが、その途中での出水が参ったわけございまして、この工事が完成しておれば、あそこの第一回の破堤もなく済んだのではないかというふうに考えております。

○田中(幾)委員 そこで、今のような問題は非常にむずかしい問題で、工事の途中でありますから、はたしてこれが堤防の瑕疵であるかどうかということは非常に問題であろうと思うのです。けれども、ほとんど大部分できて、雨季に際してこれが完成を見なかつたということに、法律的の責任はともかくとして、施工がそういうふうになつたというところは、河川のはんらんした、被害の大きくなつた原因があるのですから、私は、だいぶん地元で騒いでおるようではありますから、この点も、あるいは今時の暗黙にからんで問題が起つてくるのではないかと思ふのでありますて、これは具体的な問題に入りますので、お尋ねはいたしません。

それから次に、法務大臣にちょっとお尋ねをいたしますが、今度の災害によつて決壊もしくは破壊したあとに、緊急に応急の工事を行います。それが、あとにそつ大きな天災でなくとも、普通の自然の現象によつてくずれる危険

があるといふような場合に、それをなお補強しないで、そのままにしておくといふような場合には、私は、やはり一つの公共物の設備の瑕庇として責任を問われるのじやないかと思う。これはいかがですか。

○井野國務大臣 建造物の瑕庇と申しますのは、補強が十分であったかなかったかというような問題では私はないと思います。それは、むしろ民事上の責任ではなくて、政治上の一種の責任問題ではないか。民事上の責任ではない問題でございますから、国家賠償の原因にはならぬ、こう考えております。

○田中(幾)委員 これはよく海岸地帶にはあるのですが、海岸の堤防がくずれて、その背後にいる人家の敷地までくずれて、半ば海の底まで見えるといふような危険状態、本人からいえば、自分としてはそういう堤防に手をつけることができないから、危険なままでさらされておるわけであります。人命も財産も危険に直面しておる。いわば緊急の危機、危難に遭遇しておるわけであります。そういうものもなお捨てておいて、政府の査定を待つて、それから工事を始めるといふようなことで、これで何ら責任がないと言えるでしょうか。

○井野國務大臣 責任がないとは申し上げませんが、民事上の責任はないと申し上げております。と申しますのは、かりにその地方に堤防が全然なくして、あぶない、堤防を作らぬのはけしからぬではないか、その責任は、政府が作らぬために災害が起こったから、國家賠償の責任になるという解釈はいたしておりません。施設があつ

て、そこに瑕疵があつた場合に、初めて国家賠償の民事上の問題が起る。しかし、田中委員の仰せのようないふには、政治的に、政府としても、公共団体としても、十分責任を感じて、そういうことのないように善処しなければならぬことは、これは民事を離れての別問題としてわれわれは解釈をいたしております。

○田中(幾)委員 私は、そういう政府の責任から、目前の危難というところから見まして、そういう公共の施設を守るということは、どうしても優先だ

と思う。社会党は、いつも軍備の問題、軍事費をこういう施設に回せとい

うので非常に冷笑されるけれども、眼前の危機を前にして、これはどうし

ても政府の施策としてほかのこと優先する。たとえば、潜水艦もこないの

対潜飛行機を作るということより

も、目の前にさらされておることの危険が私は優先すると思う。ですか

ら、そういう点については、今さら軍事費をやめてということはできません

けれども、建設大臣にそういうところ

をよく調査をして、やはり優先的にやつ

ていただきたい。これは御異論なか

らうと思ひますから答弁は求めません

が、そこで今度の問題は、これは非常

に地域も広くなつておりますし、被害

の程度もひどいです、今申しました

厳密な意味における国家賠償法の瑕疵

といふものは、私は離れて多々あろう

と思う。私はこの間資料の提供を求めて

たのですけれども、名古屋管区の行政

監察局が非常に調査をいたしまして、治山、治水、水防の施設についても、

幾多の欠点を指摘しております。私は、

今度のこの災害について、これは

委員長にもお願ひしたいのですけれど

も、将来への政府の施策というものを、あらためて積極的にやついていただ

くために、この委員会に行政監察に四

敵するような災害の調査特別委員会と

との起ころうような資料にするとい

うものを設置するか、さもなければ

建設大臣の方で災害の原因を究明す

る、そうしてあわせて将来こういうこ

かがですか。

○村上国務大臣 災害防止の基本的な

ものは、結局災害の起きる前に施設を

完備することが第一でありますので、

建設省といたしましても、十分にこの

点に留意いたしまして、五ヵ年計画等

十分検討いたしまして、緊急度の高い

ところから順次治水事業を完備して参

りたい、かように思つておる次第でございます。

○田中(幾)委員 委員長におかれまし

ても、災害の原因を調査する今の調査

特別委員といふようなものを設けて、

この災害発生の原因究明に当たられる

ような方法を一度御考慮願いたいとい

うことを要望申し上げておきます。

○細島委員長代理 次に、辻原委員。

○辻原委員 それでは最初に、建設大

臣にお伺いをいたします。時間がござ

いませんので、要点のみ伺いまして、

細部はまた小委員会等で伺うことにな

ります。

一つは高潮対策の問題であります

が、二十八年度の災害の際にも、伊勢

湾を含めまして、愛知県等の護岸の問

題については、非常にやかましくわれ

われ申したのであります。それが完全

に行なわれおりましたならば、今度

の災害について、かなりその限度を減

らすことができたのではないかとわれ

われは今日になって考えるわけであり

ますが、幸いにして補正予算の中で、

特別に約六十一億の予算でもつて高潮

対策の護岸工事費が計上せられており

ます。その限りにおいて私ども非常

に歓迎をいたすのであります。問題

は、今後の高潮、いわゆる今後の台風

に対するどの程度の効用を持つ護岸工

事をやるか。その場合に、地域を限定

しました場合に、限定された範囲内の

工事が行なわれましても、それにはみ

出す地域がかりにあるとするならば、

これは将来必ず接合している地点に

おいて大きな災害が起こるということ

をわれわれは非常に憂えるのであります

す。心配するのであります。従いまし

て、今度のこの伊勢湾に対する高潮対

策の工事は、どういう地域、どういう

方面にこれが予定せられておるかを明

らかにしていただきたい。たとえば、

私の聞くところによりますると、伊勢

湾とは言つておりますけれども、こ

れは三重県と愛知県両県にまたがって

いるようありますが、私の和歌山県

におきましても、これに重大な関連を

持っております。同時に、かつての南

海震災以来、太平洋岸におきましては

御承知のように、逐年地盤沈下の傾向

側に属し、北岸は和歌山県側に属する

と和歌山県の境にある熊野川を例に

とつてみますると、川の南岸は三重県

に属し、北岸は和歌山県側に属する

と、従来の災害で、たとえば三重県

の御説明によりますと、愛知・三重両県

についてのみしか言及せられておらな

い。そういたしました場合に、特に問

題は、これは愛知にも三重にも関係があ

る、同時に和歌山県にも関係があり、

場合によりましては大阪府にも関係の

ある、非常に激浪の地といわれる、い

わゆる熊野灘の影響を考慮してもらわ

なければならぬ。そういたしましたな

らば、いわゆる三重県の伊勢湾寄りの

みならず、三重県の南部、それから和

歌山県の海岸、こういふもののも含め

て、海岸堤防について検討してもらわ

なければ十分な効果が上がらないので

はないか。私はこういうふうに考えま

すので、おそらく将来の災害の中に、

そういう不幸をわれわれは予知したく

はありませんけれども、もし限定され

た海岸堤防ということでありましたな

らば、現在地盤沈下をいたしまして、

ほとんど在來の海岸堤防が用をなさ

くなつてゐる地域に激甚な被害が起

るということが考えられるわけです。

従つて、その点は一つ愛知、三重と限定せずに、それに関連のある海岸堤防については十分意を用いて、そして今回の特別措置の中にこれを含めてもらうように一つ御考慮願いたいと思ひますが、いかがでありますか。

○村上国務大臣 十分検討して参りました。今後の特別措置の中に入れるといふことは、相当考慮を要する点があるだろうと思います。

〔綱島委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、そういう危険のおそれあると、いうような地域でございましたならば、これは十分調査いたしまして、善処いたしたいと思っております。

○辻原委員 建設大臣の今のお言葉に信頼をしていいわけですが、具体的には、災害の程度によって特別高率補助が適用されない、あるいは今度のこの高潮対策の事業の範囲に入らない、こういう場合が起きてこようと思いますが、しかし、そうした場合といえども、災害復旧から除かれているからと、関連を持ちつつやる必要があるのではないか、特にこの点は強く希望を申し上げておきたいと思います。それから次に、先刻わが党の委員から質問がございましたが、ダムの問題でございます。これはすでに建設省においても御存じであろうと思しますが、時間がございませんので詳細なところまでございませんが、ダムの効用、いわゆるダムが水害に対しいかなる関連を持つかということについては、いろいろな論

がありますけれども、最近私の感じ

ることは、ダム必ずしもそれは防災にならない、場合によれば、その防災の限

界を越えて、かえって災害を増大せし

めの大きな一つの原因ともなつてい

る、こういうふうに考へるのでありま

す。先ほど言われた矢作川の例にして

も、従来なかつたところに逆流によつ

て非常に災害が起きた、いわゆるダム

の操作の誤りによって起きたのであろ

う、こういわれております。また、こ

れは今回の災害ではありませんが、昨

年の八月に起きました十七号台風によ

りまして、私の和歌山県におきました

も、日置川水系に非常な災害があつ

た。その原因をいろいろ探求いたしま

すと、これはダムの操作の誤りと、そ

のダムが単なる発電ダムであつて、防

災についても、実際問題としてほとん

ど考慮を払われていたかったところに

異常な出水を来たした原因があるの

じゃないか。地元の住民はも

う、こういうふうに断定を下す向きが強

いわけあります。私は当時現地におき

ましていろいろ調査をいたしました結

果から見ましても、まさにその通りで

はないかと実は考へるのであります。

一般的の公共事業として、私は、やはりこ

れと関連を持ちつつやる必要があるの

ではないか、特にこの点は強く希望を

申し上げておきたいと思います。

それから次に、先刻わが党の委員か

ら質問がございましたが、ダムの問題

でござります。これはすでに建設省に

おいても御存じであろうと思します

が、時間がございませんので詳細な

ところまでございませんが、ダムの効用、いわゆるダム

が水害に対しいかなる関連を持つか

の際にも、下流においては水位が非

常に上がつておった。なぜ一体、二十

八年のときの雨量に比較して、今回の場合は雨量から見れば少なかつたの

うに、十分これは留意すべきことだろ

うと思っております。

○辻原委員 先刻申しましたように、

日置川のダムは、御承知でありますと

います。が、非常に問題化いたしてお

りますので、これは関西電力の使用に属

はないか。いわゆる水害時とかなり多

量の水を放水しておる。これが下流に

対して異常な出水を促している原因で

はないか、こういうふうにいわれてお

るのであります。従いまして、私はこ

の際お伺いたしたいことは、所管が

建設省、それから通産省、いろいろに

これはまだがつておりますので、非常

に問題の扱いはむずかしいと思うので

あります。が、しかし、政府としても、私

は十分この点については検討していた

だかなくちやならぬ。まずダムの管理

について、現在の河川法その他の関係

を検討いたしまして、もう少しこれに

はかかると、このダムの改

正をと、上流にダムを築造することに

よつて非常に災害を防止することがで

きることは、これはもう御承知の通り

であります。しかし、先ほども伊藤委

員にお答えいたしましたように、万一

そのダムの操作を誤った場合に、これ

はかえつて災害を助成するというよう

なことにもなり得ると思ひます。従つて、御指摘のように、そういうふうな

操作についての遺憾のないよう、十

分ただいまの御指摘の点を検討いたし

まして、それぞれその関係者ともはか

りまして、今後そういうことのないよ

うに、十分これは留意すべきことだろ

うと思っております。

○辻原委員 先刻申しましたように、

日置川のダムは、御承知でありますと

います。が、非常に問題化いたしてお

りますので、これは関西電力の使用に属

はないか。いわゆる水害時とかなり多

量の水を放水しておる。これが下流に

対して異常な出水を促している原因で

はないか、こういうふうにいわれてお

るのであります。従いまして、私はこ

の際お伺いたしたいことは、所管が

建設省、それから通産省、いろいろに

これはまだがつておりますので、非常

に問題の扱いはむずかしいと思うので

あります。が、しかし、政府としても、私

は十分この点については検討していた

だかなくちやならぬ。まずダムの管理

について、現在の河川法その他の関係

を検討いたしまして、もう少しこれに

はかかると、このダムの改

正をと、上流にダムを築造することに

よつて非常に災害を防止することがで

きことは、これはもう御承知の通り

であります。しかし、先ほども伊藤委

員にお答えいたしましたように、万一

そのダムの操作を誤った場合に、これ

はかえつて災害を助成するというよう

なことにもなり得ると思ひます。従つて、御指摘のように、そういうふうな

操作についての遺憾のないよう、十

分ただいまの御指摘の点を検討いたし

まして、それぞれその関係者ともはか

りまして、今後そういうことのないよ

うに、十分これは留意すべきことだろ

うと思っております。

中には出水時に対する備え、あるいは通報に対する備え、こういったものを書いております。ところが、現実の災害が起きてみますと、一番必要な下流に対する通報が行なわれていない。そういうことが事例として現われてきております。まあ技術的に、科学的にいろいろな検討をして参りましたので、

日置川のダムは、御承知でありますと

います。が、非常に問題化いたしてお

りますので、これは関西電力の使用に属

はないか。いわゆる水害時とかなり多

量の水を放水しておる。これが下流に

対して異常な出水を促している原因で

はないか、こういうふうにいわれてお

るのであります。従いまして、私はこ

の際お伺いたしたいことは、所管が

建設省、それから通産省、いろいろに

これはまだがつておりますので、非常

に問題の扱いはむずかしいと思うので

あります。が、しかし、政府としても、私

は十分この点については検討していた

だかなくちやならぬ。まずダムの管理

について、現在の河川法その他の関係

を検討いたしまして、もう少しこれに

はかかると、このダムの改

正をと、上流にダムを築造することに

よつて非常に災害を防止することがで

きことは、これはもう御承知の通り

であります。しかし、先ほども伊藤委

員にお答えいたしましたように、万一

そのダムの操作を誤った場合に、これ

はかえつて災害を助成するというよう

なことにもなり得ると思ひます。従つて、御指摘のように、そういうふうな

操作についての遺憾のないよう、十

分ただいまの御指摘の点を検討いたし

まして、それぞれその関係者ともはか

りまして、今後そういうことのないよ

うに、十分これは留意すべきことだろ

うと思っております。

時間がございませんので、端折つて

申し上げましたが、いずれそういった

操作についての遺憾のないよう、十

分ただいまの御指摘の点を検討いたし

まして、それぞれその関係者ともはか

りまして、今後そういうことのないよ

それから次にいま一点。これは建設大臣に、私どもの従来からの経験に微して一つお伺いいたしたいと思います。建設大臣も、かつての二十八年災には十分当時の災害各地を回られて、いたくその点については御経験なさいらっしゃるだろうと思いますので、あえて申し上げるわけであります。が、それは、災害の復旧については各方面とも精力的に行ないます。ところが、時間が経過いたしますと、次の災害が起きたり、次の問題に頭がだんだん向かっていきますので、その後におけるいわゆる災害復旧というものを完璧にやるうという点については、どうも私は国としても意欲が衰えがちだと思います。すなわち、今度の予算でも、先ほど大蔵大臣が説明をいたしておりましたように、三・五・二の比率でもってやろう、そして最悪の場合といえども四カ年にわたってこれをやろう、こういうような考え方方に立つておられる。ところが実際に工事の施行といふものは、そうしやすくし定木にはまらない。ある場合においては、道路等においてはそうゆうちようによれば四年も待つておられないから、突貫工事で本工事をやつてしまおう、こういうことになる。ある場合においては、これは天然現象等の原因によつて、なかなかやろうとしてもできない。従つて、施行率といふものは、現地々々において実際は異なつてくる。そうした場合に、おくれる場合は、これは現地の実情に基づくことですからやむを得ないとしても、何とか金はこなくとも、ぜひともこの道だけはつけなければならぬからといふので、精一ぱい都道府県がそれについてやる。ところ

が、その金はない。やむを得ないから、いろいろな方面からこれについていての金を借り入れ、融資を受ける。ところがその利子等については、これは何らめんどうを見られておらない。ですから、借りた金はなかなか返せないと。いふことで、それが今日災害県において、いわゆる赤字のために非常に苦しんでいる私は大きな原因だと思う。たとえば、私の県におきましては、たゞいま十七億程度の赤字を持つておる。その大半は、二十八年以来の打ち続いている。災害に対する仕越し工事の分についで、今なお十分國の方でそのめんど見ておられないという点から起きた赤字であるうと、実は私は推察をしておる。おそらく今回の災害について、さらに今後、明年、明後年となりますと、そういった現象が生まれてくる。ここらで、私は、それら相当の犠牲を払つて、一般住民の福祉のために、自己の負担においてでも工事を推進しようという分については、何らかの一つの方法を國が講じるということが必要ではないかと思う。従つて、この仕越し工事についていかなる見解と、また将来何らかの措置をおとりになるというようなお考えがあるかどうか、この点を一つ承つておきたい。

今後は決してそういうことはないようになります。何にいたしたいと思っております。

○辻原委員 法律で三・五・二になつてゐるから今後は心配は要らない、私でもそういうふうに思いたいのですが、現実には必ずしもそろはいきませんのを十分勘案せねばなりません。それで、なお十分事後の工事の施行率と府県の財政状態というものを自治庁長官あたりにお伺いすればよいのでしょうかけれども、ついでに建設大臣に要望を申し上げておきたいと思うのですが、自治体がそれによって困らないような方法を、もう少し長い目で一つ見てやってもらいたいということを申し上げまして、建設大臣に対する質問をこれで終わります。

うです。従つてそういう点について、災害復旧のために私学を助成するということは、私は觀念としても正しいと思うし、ぜひやらなくちゃならぬ。今は岐阜県下、その他激甚といわれる地方における私学の被害は、これは從来に見ない相当大がかりなものである。そのために二分の一の私学に対して助成を考えられておるわけでありましは、私はこの程度では、やはり今日の私学の現状から見て、なお不十分ではないか、少なくとも公立が四分の三補助するとあれば、私学に対しては、若干の差はついても、それは三分の二ぐらいが適当ではないかと思う。その程度の補助率を現在公立でやつておりますので、考慮するかと言えば、それは今は考慮いたしませんとお答えにならぬに違ひないのでですが、そこらぐらいまでは、私は踏み切っていく必要があると思う。この点についての大臣のお考えを承りたいのが一つ。

○松田国務大臣　わが国の私学は、全体としてきわめて大きな教育の部門を担当いたしておりますのでありますから、きわめて重大な役割を果たしていると私は思います。従つて、今度のような激甚の災害の場合においては、できる限り公立学校に準ずる程度に持つべきなものであると考える次第であります。中には基礎のまだ十分でないものもあるのでありますから、そうした国家の補助がなければなかなか立ち上がりにくい県もあるかと思われまするので、できる限り公立学校に準じた程度にまで持つていただきたいという気持を持つておるのであります。従つて、まずとりあえず特例法によつて二分の一の国庫補助をする、そうして残余のものに對しては、私学振興会の方から一応補助するという建前をとつてゐるわけであります。将来のお話もございましたが、できる限り私学に對しても公立学校に準ずる建前をとつていただきと考えております。

られていないようあります。ただ愛知県あるいは岐阜県等において、県費をもつて若干、四百万ないし五百万程度の補助を出して、そうしてこの免除については、当該学校に対する援助を行なつてあるようですが、私は少なくとも、同じようにも学校に行っておつて、そうして災害を受けたということであるならば、これは国、公立、私学を問わず、平等の取り扱いをするのが公平の原則であろうと思う。それについて何らの措置がとられていないというのはいかなる理由に基づくのか、私学だからといって済まされない問題があると思う。なぜ公平にそれがやられるような措置を文部省としてはお考えにならないのか、一つ大臣の御所見を承りたい。

○松田国務大臣 話題、なるほどわれわれも、気持ちの上におきましては全くそういうつもりであります。いまだ志はあるが、実がこれに伴わないといううらみがあるので遺憾といたしますが、しかし、お話をのように、私立学校におきましても、県すでに減免の措置をとつておる次第でありますし、またこうした場合においては、私学という建前上、設置者自体においても十分考慮してもらわなければならぬということもありますし、またさらに育英資金あるいは私学振興法等によつても、融資の道が開かれているというようなことがありますから、お話をなればならぬとは考えておりません。

○辻原委員 考えておらないというのを、私はこれは誤りであろうかと思う

のであります。振興会の融資はあくまでも融資であつて、免除をすると、いう場合には、それだけそれぞれ経営者側も欠損になるわけですから、単に融資といたことだけでは補てんし切れない。また災害が起きると、絶えず同じような不平等な現象が生まれる、不平等な状況が生まれるというのを、いつまでも見過ごしておくといふ手はないだろう。ですから、考えないというのではなくに、考えたいが、なかなかもつてこなさむずかしいとお答えになれば、私は非常に適切であるうかと思うのですが、ぜひともそのようにして一つ十分検討してやつてもらいたいと思います。時間がございませんから、それ以上はまたいざれ申し上げることにいたします。

次に、これも簡単に承っておきたいと思うのですが、それは、高率補助を支出されて、今度の災害にはかなり改良復旧等も現実に行なわれるであります。問題は私はここにあるうかと思うので、災害復旧を問わず、いわゆる学校建築において、法律のつらは非常にこれはよくできている。法律には常に、これはよくできている。法律にはそういうことは一切ないが、問題は、政令等においてその復旧についての一定限度を示しておる。ですから、改良復旧、あるいは効用復旧と、いろいろ言いましても、それに制限をせられて十分なもののが作れないというのが從来の現象である。幸いに今度の場合には、そういうよろいわゆる保有坪数の制限ははずされておるようで、私も非常にこの点についてはいいと思います。

それに関連をいたしまして、一般的の災害に際しては、國庫負担法においても歩一步を進めざる必要があるのではないか。いつまでもその保有坪数の限界にとどまつては、これはいかにも法律であるいは国会におきましてわれわれが改良復旧を要望いたしましたとともに、それは今後災害予防をかねたり、あるいは学校が避難場所になつたりするだけの効果を持つ建物にはないがたいと思うのです。従つて、特例法に関連をいたしまして、現在ある國庫負担法についてのそういう制限等を撤廃する意図はないかどうか、この点について一つ御意見を聞きたい。

ようですか、簡単に要点だけ御質問を申し上げてみたいと思います。

特に今度の激甚地指定につきましては、町村は非常に関心を持っておりません。とにかくわざと、この内容が非常に複雑になつておるのでござります。私は引きよは特にしろうとの立場から、もつと一般の人を見てなぜこういうふうな形になつたのかというふうな、般の被害者の立場から御質問を申し上げてみたいと思っております。特に専門的な説明等をいろいろ聞いておりますが、しかし、役人のそういう説明で一問一答をいたしておりますと、大ていそこで納得させられてしまふわけです。ところが、理論的には納得せざるを得ないような説明をいたしましても、現実にはそのような結果が現われてきておらない。建設大臣がおられるといいのですけれども、たとえば締め切りの問題にいたしましても、やはり十分な手を尽くしました、これ以上の方方法はない、こんなことを説明せられて、われわれも前回の場合納得せざるを得ないような形に至つたのですけれども、現実には、ここで約束せられたことが、現地へ行ってみますと、なかなかそれがそのままにいっていない。国会ではわれわれは一生懸命に現地の叫びを伝えておつづつもりですが、いつしか役人の机上プランの中に巻き込まれてしまつて、どうして現地にはね返つてこない、こういうふことに大蔵大臣は最初からきழうのです。従つて、今度の場合、たゞえば激甚地指定の指定地域を六割、こういうふことに大蔵大臣は最初からきழうのです。従つて、今度の場合、たゞとして基準というものを作られたようですが、これは予算承つております。しかも、これは予算

委員会等の御説明を聞いておりま
と、過去は五割であつたから、今度
六割ならいいじゃないか、こういうう
信のほどを披露しておられたようで
ざいます。しかし、実際この昨日の
表によりまして、この指定からはず
たところは非常に高い非難の声を立
ておることは、大臣も御承知のこと
と思つております。實際この非難と
うものが、この機に自分のところだ
りっぱな工事をしていきたいというう
そういうかけ込みの要求であるのか、
あるいはまた、現実の声であるのか、
いうことは、これはもはや政治家の非
識と良心で大臣自身は無理からぬと
ろだといふうにお感じになつてお
になるのじやなからうかといふ
に考へるわけです。従いまして、こ
をなぜ六割と限定しなければなら
でになるのじやなからうかといふ
かったか。あるいは過去におけるそ
は五割でよかつたかもしれません。
かし、聞きますと、建設省といえ
も、最初は、全地域の中の激甚地指
は七割ということを要求しておつたと
に承つております。それを六割に、以
去が五割であるからということでも
て、一割上げただけだといふのは、大
きな大惨害であり、しかもまた、こ
れが公共土木及び公其の被害とい
う以上に、個人災害が非常にひどい
いう実情の中において、これを六割に
限つてざるを得なかつたといふ根柢
はやはり最初に大臣として集められ
財源をもととしてこういうプランが初
まれたといふにしか推測できなくな
わけであります。なぜ六割に抑えな
ければならなかつたか、この点を御説
明を願いたいと思つております。

体そういう私どもの災害を取り扱いました過去の例等から見まして、今回は特に災害もきついから、六割程度ではなかろうか、こういうところを一応とつたわけでございます。そこで、たびたび御説明しておりますように、今回の災害については、実地の調査も全部完了したわけではございません。今日締め切りを終了した程度でございます。しかし、まだこれから工事設計等をいたしますについては、さらに詳細な調査を要する問題もあります。そういううちに、急いで災害復旧の予算を計上する、こういう立場でございましたので、一応六割程度、こういうことにいたしましたが、なぜなら頭から縛った感じではございません。その点は誤解のないように願いたいと思います。従いまして、今後の工事設計等が進んで参りますと、相当未定の部分もあるから、そういうものでさらに追加を要するだらうという意味で、珍しく予備費の中に五十億というような、総額の一割以上に上るような金額が残つておりますのも、今回の災害の全貌をつかみ得ないという立場に立った、この点を御了承いただきたいと思います。

○塚本委員 そういたしまして、別に六割でございませんとお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤國務大臣 ただいま基準を制定いたして、その作業をいたしておる最

中でござります。しかし、どう見ましても、公共事業につきましては、六〇%

を相当上回るだらうということは予想できます。しかし、それが六五%に

なるのか、あるいは七〇%になるのが、そういう点は、ただいま申し上げる段階ではございません。御了承いた

が予算委員会で説明せられた金額といふのは、大体六割を基準としてこの予算が組まれておる。そういたしますと、今のお話のように六〇%を考える状態になるといたしましても、これは予備費の中でまかない得る限度内でおさめておるというふうに解釈していいわけですか。

○佐藤國務大臣 今日きまりました基準で、大体私どもは今回御審議をいただいております予算で一応まかない得る、かよくな見方をいたしております。

○塚本委員 私ども一番おそれておりますのは、そういうところで明らかでないということはいたし方ないと思いま

すが、こういう基準の中でそれにおさまらないといふことになります。

○佐藤國務大臣 これは、今度は絶対そういうことはない

と大臣が説明せられれば別であります

が、かつて一、二の地域において水増しの要請があつたがためといふことか

もしれませんが、ともかく相当査定で

常に強くなってきておる。しかも、從来からの大蔵省の査定の方法といふものは、今度は絶対そういうことはない

と大臣が説明せられれば別であります

が、かつて一、二の地域において水増しの要請があつたがためといふことか

もしれませんが、ともかく相当査定で

量がまかなえなくなるのじやないか、

かよくな見方をいたしております。

○佐藤國務大臣 お話を私にのみ込めない点がございま

す。ござりますが、私の方の立場を御

説明いたしまして、塚本さんのお話が

だいたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ちよつと塚本さんの

お話を私にのみ込めない点がございま

す。ござりますが、私の立場を御

査定基準をお示ししまして、そうして

在来私ども大体六割だろうといつた

が、六割以上になる、もしそれが六

割五分だった、あるいは七割近くに

算に非常に支障を来たす、所要の工事

量がまかなえなくなるのじやないか、

かよくな見方をいたしております。

○佐藤國務大臣 お話を私にのみ込めない点がございま

す。ござりますが、私の立場を御

査定基準をお示ししまして、その査

定を行なうのであります場合に、大蔵省の査定

官もこれに立ち会うということでおさ

ります。過去におきましたは、たとえば災害復旧の場合に、全然なかつた波止場がこわれた、あるいはその災害で

こわれたものでなくとも、橋がこわれた、こういうような事柄が過去の例に

おいてはあつたようござりますが、

今日の実情からはさような点を心配す

る必要はないのであります。ことに

私どもも、工事そのものとしては、関連工事なり、あるいは改良復旧工事も

認め、また三十三年以降そういう方針に変わっております。災害の復旧も

もちろん必要ではあります、災害を重ねて起こさないよう十分の考慮を払

うということから、財政的にもその点

を見いくという考え方になつておりますので、在来の査定とはよほど方針

が変わって参つております。

そこで、災害の取り扱い方の問題でござりますが、基本的には、重要な

について工事費を査定する、この査定

工事は三・五・二の基準でやる、いわゆる三年でこれを完成する、しかるべきものについては、これを四カ年程度で復旧工事を完成する、こういう基本的な建前を持つております。また今回の災害復旧に際しましては、三・二ばかりじやなく、私どもはさらにつけ加えて、農地においては来年の作付に間に合うように、また河川等につきましては、来年の台風襲来時期までに、一応原状は回復するよう、それだけの措置をとろう、こういうことを実は申しております。従いまして、御審議をいただきます三月末までのもの並に次の通常国会において御審議をいただきます災害予算、これを合わせてごらんになりまして、ただいま申し上げるような点に支障を来たすかどうか、これを一つお考えを願いたいと存します。おそらく改良工事あるいは関連工事、こういうものが、やや時期的におくれることはやむを得ないのじゃないかと思います。たとえば、堤防なら堤防にいたしましても、まず、一つの原状回復以上の改良復旧をあわせた設計をいたすのであります。しかし、その工事の施行が一体どのようすに技術的に行なわれますか。普通に考えますと、区切るわけではあります、が、一応前の程度のものだけを先にやりまして、さらに、それに改良部分が引き続いて行なわれるということになるのじゃないか、かように考えますので、それらの工事をまかなんうのに支障を来たさない予算、こういふよう御了承いただきたいのでござります。

不満を持っておりますが、これは大臣の立場では、どうして不満を持つてゐるのか、地方の言うことが無理なのかなどうなのか、その点、もつとほつきり大臣の見解を先に承っておきます。

○佐藤國務大臣 災害復旧の基本的な取り扱い方でございますが、これは災害復旧国庫負担法の基準によるべきでございまはないかと思います。そこで、この基準では、工事費と標準税収入と比べまして〇・五以下の場合には、特例法を実施しないという考え方でございまます。そうして、それより以上のものについては順次高率の補助を適用いたしましたが、二倍以上ということを一つの基準にしております。また、連年災害地については、一倍以上ということを基準にいたしております。しかしながら、この災害復旧に対する国庫負担法をそのまま適用することは不適当だ、かようと考えまして、今回いろいろ特例法を設け、この基準について、さらにはこれを緩和する方法を考えたわけですがございまして、その緩和した基準が、いわゆる激甚地指定の場合の内容といたしまして先ほど御説明いたしたところでござります。

そこで、問題は災害激甚なりかよう認定をいたします場合に、工事費と標準税収入と比べました場合に、一体、どの程度を基準にとれば、いわゆる激甚地が決まるかという問題になると思ひます。そこで、私どもは、まず「一対一」というのが激甚地の基準になるのではないか、しかし、「一対一」ということを厳密にいわれますと、災害地に必ずしもそのまま——いわゆる激甚な被害、たとえば、県工事は非常に多い、町村工事は非常に少ない、こうい

う場合に、町村の収入だけを比べれば、一対一にならない、しかしながら、同時に工事が非常に多いということは、同時にその土地が激甚であるゆえんでないか、そういう点を考えて、一対一という場合にははざれるけれども、町村の負担する工事費が〇・五以上の場合は混合方式を採用してみて、それが一対一になる場合は、やはり特例を施行するのが筋ではないだろうか。実はこういう考え方をいたしたのであります。この点で、一対一が辛いとか甘いとか、こういう御議論になりさえすれば別であります。私どもは、ついいまどりました「一対一」、しかも、混合方式を採用しても「一対一」という考え方を貫く、しかも、町村自身の工事費としては〇・五以上だ、こういうところについて激甚地というものを考えたのが普通じゃないか、そういうのががんじどもの結論でございます。ただ、問題点は、長期灌水という、今度の災害では特別な事由がありまして、なるほど长期灌水ならば、それで公共事業費が非常にふえるかと申しましても、灌水という事実だけでは必ずしも公共事業費がふえるとは言えないと思ひます。しかししながら、長期灌水しておる地区を、被害激甚地でないといつてはすこことは、今日の一般の方々の常識から見ましてもそれは不適当だ。とにかく、四十日も続いておると、基準通りかかっておるということは、それを取り上げておるのであります。今

は回の災害につきまして、私どもがい
ゆる被害激甚地を決定いたしました場
に、まず、この程度ならば罹災地の
方に一つごしんぼうを願いたいし、
た、その他の地区におきましても、一
災地の方々に十分の御理解と同情
賜わり、政府の措置についても御了
を賜わりたい、かように実は考えて
る次第でございます。

○塙本委員 大体先ほども私聞いてこ
りましてお宅の立場はそういうふうな
ことだと思います。それでも、なおま
つ地方がいろいろな不満を述べてお
るという実情、実は從前の町村の姿
違つて、町村財政自身が今度はほとと
ど取り得ないという状態の中にある
けですから、○・五以下のものにつ
ては、これはやむを得ないという形で
ほつておくこと自身が——もちろんそ
れは普通の災害並みは受けられるでな
りましようけれども、この点、私は財
政の全般からながめてみて、ますます
地方財政は苦しい状態になつてくると
思わざるを得ないわけです。かつて二
十八年の災害のときでも私ども愛知県
におきましたは、相当の手を施して、
ただきました。しかしながら、あれから
ら相当長い期間にわたつて、非常に
かな県であつたはずでありますけれど
も、苦しい状態を続けてきておつたよ
うです。時間がございませんから、
以上お尋ねするのはなでんござい
すけれども、ただ、今後こういう状態
を続けていきますときに、特に、一切
があげて東京への陳情に罹災地が終
するといふ状態になつております。
ることはどうしてかといいますと、や
はり財源的に見て、一切国にたよらな
ければならない。しかも、災害地に

りますと、地方財源といふものは非常に少ないところに起因しております大臣の考え方では、それくらいのことでは、これは御理解をいただきたいと思いますが、そのもととなるところがやられてまうという実情でありますから、これは、このまま進んでいきますと、中集権的な力が強くなつて、地方財源が赤字が続く心配がある。だから根本的にこういう災害等を考えてみすときには、地方を健全な姿にするたには、今はともかくとして、財政を来何とか考慮しておかなければ、災のたびに、あげて国への陳情に終始てしまふ、こういうことが予想されわけです。この点、将来何か具体的な考へる必要があるかどうか、この点お尋ねしておきます。

つもりでございます。その点は、おそれなく誤解はないことだと思いますが、つけ加えさせていただきます。

○塚本委員　それは知つております。それは最後に災害のたびに、何かまた国にすがっていかなければならぬといふ形が続くと思うのですが、財源的に、地方の災害の場合においてはこうだという恒久的な、いつでもこの法律を当てはめるんだというふうな、今までの災害以上に、やはり特例法のあれを恒久化する必要がありはしないかということと、もう一つは、やはり地方に何か財源を与えてやらなければ、災害のたびに中央集権的な度が増していくのではないかと思いませんが、この点だけ最後にお尋ねしておきま

で、事前に一応予測できる、県内になんべんなく災害をこうむるというよう

に特殊な災害形態をとつておりますのた、非常に多數の人命を損傷するとか、人身に与える影響が非常に大きいとか、いろいろなことがございますので、前もってあらゆる場合を想定して、ということはなかなか困難ではないか、かのように私は考えます。

○小林(鈴)委員　関連して、一言簡単

に伺います。きょう大蔵大臣から示されました基準がありますが、あの中に復旧事業費という言葉があります。それが、この点は、事務当局をしてなお正確に

お答えいたしたいと思います。

○宮崎説明員　ちよと補足して御説明いたします。だいま大臣から御説明がございましたように、災害復旧事業費と申しますときには、国庫負担法

なり、あるいは農林につきましては、農林水産業暫定措置法に基づきまして、建設大臣あるいは農林大臣が決定いたします災害復旧事業費と申しますのは、この復旧事業費とは別に、災害復旧事業と一緒に仕事をするため別な予算を計上いたしております。こういうものもござりますので、復旧事業費は入ません。ただ、災害

復旧事業費の中でも、すでに現在の法律に基づきまして、査定基準によってしまった金額を復旧事業費、かように申しておるわけでございまして、災害

含まれるというならば、今の災害激甚地をきめるについて、どこの堤防を何メートル上げよう、あるいは横へどれだけ広げるというような意見が一致しておらぬと、事業費という基本がきまらぬですから、そうすると、それに原状回復というだけならすぐわれわれにもわかる。こわれた堤防をもとへ戻すといふなら、幾らの損害ということがわかる。私もそういう意味で言われておるのかと思つたのですが、改良の分まで入るということになると、現在においては確定できぬ額になるのではないかという疑いを持つのです。しかし幸いにして——幸いというとおかしいのであります。この地方は長期湛水の方の範囲に入つておりますから、今工事費云々のことと関係省の間で論争を要しない地区でござりますので、ただいま御指摘になるような点はないかと思います。

また、その他の地区等につきましては、普通改良部分といふものが、災害復旧についてそれぞれ今まで申し合わせたものがござりますから、それを基準にとればいいことではないか。あるいはそれより以上に特に必要なものがあるかどうか、そこらは問題が残りますが、大体におきまして、今日の基準を適用するのについて支障を来たさ

○佐藤国務大臣 今の事務当局の説明でよろしいと思います。今問題になつておりますのが、伊勢湾災害対策の問題で、これにつきましては、なお幅をどうするとか、あるいは高さをどうするとかいう問題が出るのであります。

しかしおきましては、なお幅を造だつたけれども、今度は鉄筋コンクリートでやろうとか、あるいはこの道はもう少しこっちへ広げてこういうふうにやつた方が工合がいいとか改良すべき点が非常に多いと思うのです。それを今改良費まで加えて見て下さると

いうことになれば、非常に激甚地が多くなるのじゃないか。それだから、それを注意していくと、よくに一つ申し

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘になりますような具体的な問題をただいま申します。

○佐藤国務大臣 ただいま御指摘になりますように改めて申します。

立場において、また県は県の立場において、それぞれ協力いたしまして、この災害の復旧と同時に、また、罹災者の立ち上がりについて特別に協力するという考え方でございますが、それが補助の形で行なわれたり、あるいは融資の形で行なわれたり、あるいは減税の方法でその復興再建に協力するかといふような、いろいろの方法がとられるわけであります。ところで、個々の個人の災害に対しましてどういう処置がとられるか、まず当座の問題といたしましては、災害救助法を発動いたしまして、これこそは貧富の差なく、特別の衣料であるとか、あるいは食糧の確保であるとかいうような点を処置するわけであります。また、順次震災が平靜になって参りますと、今度は更生資金であるとか、あるいは特別なボーダー・ラインの方々に対する国としての処置をとるわけであります。その場合は、原因が災害であろうがその他の事由でありましようが、そういうことは一緒にいたしまして、いわゆる生活の確保の方法で、一般政策でこれを処置していくというのが今日の考え方でござります。これらの点について、普通のいわゆる困窮とは事情が違い、災害によってそういう事態を起こしたのだから特別な措置をとれ、こういう考え方もあるらうかと思いますが、国として考えます場合には、その原因がどこにあるかと実は考えております。あるいはお尋ねになりました御意見と少々に対しましては、同様の措置をとつていい、こういふことが望ましいのではないかと実は考えております。あるいはお尋ねになりました御意見と少し食い違っているかと思いますが、私

ども考えておりますのは、ただいま申し上げるような考え方で処置をつけておるわけであります。

ます。

がたく御意見を拝聴いたしたわけであ

て、そういう点では、罹災者の方々の

— 1 —

災害の復旧と同時に、また、罹災者の立ち上がりについて特別に協力すると、いう考え方でございますが、それが補られた、風倒木が非常に多い。財産盡したというような場合に、農地そこで、自分の持っている木頭があつた。

援助の形で行なわれたり、あるいは融資の形で行なわれたり、あるいは減税の方法でその復興再建に協力するかといふ問題になりますが、ただいまはそこにお向こむ改良復旧について何か特別の処置をするお考えはないかということが一つの問題になりますが、ただいまはそこでも、資の利

中小企業とか、零細企業に及ぶ

とか、いろいろな批判も実は受けでをります。そういう点で特に私どもも関係のところを督励いたしまして、とに特殊の資金も、政府機関以外にもあるわけであります。それらのものも、こういう機会に十分使っていただきたいと

うような、いろいろの方法がとられる
わけであります。ところで、個々の個
人、あるいは、まことに、この、この位置は
までのところは実は考えておりま
ん。おそらくその山林を復旧するた
めに、あるいは、まことに、この、この位置は

それからいま一つは、国民金融公庫やあるいは中金などの公庫からお金

場において十分理解を持つとか、そうが最も望ましいことであるうと思います。この点は、ただいまのお尋ねの中

して、これこそは貧富の差なく、特別の衣料であるとか、あるいは食糧の確保であるとかいうような点を処理する

ことでございます。保証人を何人立て、そして返済能力という点について、金融機関の窓口では、いろいろ条

のではないかと思ひますが、そういう点は十分注意させておるわけでござります。今日までの文府関係の三公車のるつもりでござります。ただいま資金といったましては、一応不足なしにこれならいくかと思ひますが、まだ残つ

ダーラインの方々に対する国としての処置をとるわけあります。その場で、もう少し全体にいろいろあたたかい検護法などが必要ではないかということ

公 億の手は渡らぬし実情がたくさんござりますので、そういう点について、あたたかい思いやりのある方法によつて、

会の審議終了前におきましても、すでに貸し出し可能でございますので、それ進めております。ただいま大変なご迷惑をおかけいたしますこと、やぶさかではございません。

の確保の方策で、一般政策でこれを処置していくというのが今日の考え方でございます。これらの点について、普

せつかくのこういう金融公庫などのお金が、ほんとうにほしい人の手にわたるような御考慮がいただきたいと思う

通のいわゆる困窮とは事情が違ひ、災害によってそういう事態を起こしたのだから特別な措置をとれ、二二、う考いますが、私は、これだけでは——たとえば、愛知県だけでも民間の災害は二千五百件以上ると云つておりまして

○佐藤國務大臣 先ほどの説明の中で
住宅対策の点を省略いたしましたが、
のでござります。

ですが、金を貸すからと申しまして
も、罹災者といったましては、やはり
皆会でござりますので、皆会よりま
だいま住宅の金融公庫などもい
らへござりますけれども、見合を

から、外局がお置きなうえで、お話しをうながす。そこで、業種別に、中小企業の現状と問題点について、お話をうながす。また、中小企業の現状と問題点について、お話をうながす。

住宅などは特に私どもの気をつけなければならぬ点だと思います。これら

にあろうと、非常に困っておられる
方々に対しましては、同様の措置を
とつていく、こういうことが望ましいの
ではないかと実は考えております。あ
るいはお尋ねになりました御意見と少
し食い違っているかと思いますが、私
救うには、この融資のワクでは非常な
少ないと思うわけでございますが、ま
う少しこういう方面に大きな金融をし
ていただきたいと思うのでござい

の点については、個々の犠牲者に対する救済をする、こういう気持でございます。

ただいま、伊藤さんは御婦人でいらっしゃいますだけに非常にこまか的な御注意でありますて、私大へんあります。

使うといふ方が実は先になるのでござ
います。従いまして、損害額が非常に大
きくて、融資の必要額が非常に大き
い、かように申されますが、結局その
ものすぱりがいわゆる融資の必要な金
額には必ずしもならないのでありま
しわゆるボーダー・ライン層の人が、災
害にあいましてはんとうに現金をほし
がっているわけなんですが、そういう
ところにほんとうにお金が渡らないわ
けでございまして、そういう意味で、
私が先日御提案申し上げたような援護

法が必要かと思うのでござりますが、

これらの点にまたお考えを願いたいと

思うわけでございまして、そういうはんとうに保護階層にもう転落寸前の人たちを救うような、あたたかい御考慮をいただきたいということを要望申し上げまして、私の質問を終わります。

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○南條委員長 この際、小委員会の設置の件についてお諮りいたします。

本委員会に現に付託されております

災害対策の法律案は、内閣提出にかかるもの二十五件、議員提出にかかるも

の十五件に及び、今後も、なお法律案の付託が考えられるわけでございま

す。従いまして、これら法案の審査の

慎重を期し、審査能率の増進をはか

り、あわせて災害地対策の樹立に関する

諸調査を行なわせるために、部門別

に数個の小委員会を設けることにいた

したいと思います。つきましては、理

事会の協議に基づきまして、厚生、労

働、文部、自治、防衛等の関係につい

て厚生労働等小委員会、農林、水産等

の関係について農林水産等小委員会、

通商産業、大蔵等の関係について通商

産業等小委員会、建設、運輸、郵政等

の関係について建設等小委員会、右の

四小委員会を設置いたしたいと思いま

すが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○南條委員長 御異議ないと認めま

す。よつて、さよう決しました。

次に、ただいま設置することに決しました各小委員会の小委員の員数は十一名とし、その小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議

また、委員の異動に伴い小委員に異動を生じました場合の補欠選任、小委員の辞任、その補欠選任等に関しては、委員長に御一任願いたいと思いま

ますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○南條委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さよう決しました。

なお、各小委員会において審査すべ

き案件は、各小委員会の所管に応じて

委員長において定めることに御一任を

願いたいと思いますが、御異議ありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○南條委員長 御異議なしと認めま

す。よつて、さよう取り計らいます。

明日は、午前十時から会議を開いて

残余の質疑をいたしまして、大体午後

から小委員会を開くようにいたしたい

と思います。いずれ、この小委員会の

委員の報告は、明日公報をもつていた

したいと思います。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会